

## 令和3年度 第2回浜松市環境審議会 ごみ減量推進部会

日 時：令和3年7月30日(金)午後2時から

会 場：浜松市口腔保健医療センター 1階 講座室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 あいさつ

#### 3 新任委員の紹介

#### 4 議事

(1) 【報告】職務代理者の選任

(2) 【審議】家庭ごみ有料化を実施する場合の手数料の減免措置等について

(ごみ減量推進課) … 資料1

(3) 【審議】家庭ごみ有料化を実施する場合の手数料設定について

(ごみ減量推進課) … 資料2

(4) 【報告】広報はままつ6月号特集に寄せられた家庭ごみ有料化等に関する意見について

(ごみ減量推進課) … 資料3

(5) 【審議】一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画編）素案について

(ごみ減量推進課) … 資料4

(6) 【報告】ごみ減量天下取り大作戦の総括について

(ごみ減量推進課) … 資料5

#### 5 その他

#### 6 閉 会

## 配付資料

資料 No.	資料名
	次第
資料1	家庭ごみ有料化を実施する場合の減免措置（案）について
資料2	家庭ごみ有料化を実施する場合の手数料設定について
参考1	有料化実施都市（政令市及び近隣市）の手数料について
参考2	家庭ごみ有料化における市民負担額のイメージ
資料3	広報はままつ6月号特集に寄せられた家庭ごみ有料化等に関する意見
資料4	浜松市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画編（改定版）』素案
参考3	令和2年度ごみ・資源物の排出及び処理状況について
資料5	ごみ減量天下取り大作戦の総括について

## 浜松市環境審議会ごみ減量推進部会委員名簿

区分	氏名	性別	選出団体等	備考	出欠
環境審議会委員	藤本 忠藏	男	浜松医科大学 医学部 教授	部会長	出席
	岡田 正利	男	浜松市自治会連合会 理事 環境部会 委員長		出席
	野中 正子	女	浜松市消費者団体連絡会 会長		出席
	松浦 敏明	男	静岡県産業廃棄物協会 専務理事兼 事務局長		出席
	渡邊 記余子	女	浜松商工会議所 食品部会 副部会長		欠席
専門委員	杉山 千歳	女	常葉大学 健康プロデュース学部 健康栄養学科 教授		出席 (WEB)
	高根 美保	女	エコライフはままつ 理事		出席
	稲垣 正	男	全国都市清掃会議 事務局長		出席 (WEB)

## 家庭ごみ有料化を実施する場合の減免措置（案）について

## 1 家庭ごみ有料化を実施する場合の減免措置の方向性について

## (1) 前回の部会における減免に関する意見について

- ・減免は有料化してもごみの排出抑制がはたらかない場合を対象に検討するのが適当ではないか。
- ・経済的な配慮による減免については、物理的にごみを減量することができないわけではないため、基本的に福祉施策として検討してはどうか。

## (参考)

環境省が作成した『一般廃棄物処理有料化の手引き』（H25.4作成）には、「一般廃棄物処理の有料化は、低所得者等に配慮すべきであるとの指摘がある。～ただし、これらの政策については、福祉政策の方で配慮することも考えられ、また、大都市の場合、これらの世帯の転入、転出などによる変動も多く、個々の世帯への対応による手続き費用が多くなるため、他の施策との分担や発生する費用との比較が必要である。」との記載がある。

- ・全国的にみても、生活保護世帯を減免対象に含んでいない都市は多い。
- ・紙おむつはごみとして必ず出てしまうため、紙おむつの利用者に不利益にならないように減免を検討してはどうか。
- ・ボランティア清掃活動は環境美化活動の一環として大切なもので、有料化したことで活動にブレーキをかけてしまうことはよくないため、考慮してはどうか。

## (参考) 他都市における減免対象

有料化を実施している政令市及び平成30年2月に家庭ごみ有料化を実施した金沢市（合計10都市）における家庭ごみ有料化の減免措置の状況は以下のとおりである。

表 1. 有料化実施都市における減免措置導入都市

対 象	方 針
新生児・乳幼児	10 都市
在宅かつ常時紙おむつやストーマ等の日常生活用具を利用する高齢者・要介護者・障がい者	10 都市
在宅の生活保護受給者	3 都市
↓家庭ごみではないが、減免等を検討するもの	
清掃ボランティア	10 都市

令和3年2月 当市実施「家庭ごみ有料化に関する調査」結果より

※ 金沢市は「おむつ・排泄管理支援用具（ストーマ用具）・腹膜透析バッグ」などを有料化の対象外とし、ビニール袋等で集積所に出すことを認めている。

※ 札幌市は生活保護受給者に対する減免を導入年度の（8 ヶ月間）激変緩和措置という観点から導入

## (2) 減免の方向性について

当部会における減免に対する方向性は以下のとおり整理する。

表 2. 想定減免対象

対 象	方 針
新生児・乳幼児	
在宅かつ常時紙おむつやストーマ等の日常生活用具を利用する高齢者・要介護者・障がい者	
在宅の生活保護受給者	
↓家庭ごみではないが、減免等を検討するもの	
清掃ボランティア	

なお、各減免対象者への減免方法やごみ袋の配付枚数等については、当市の紙おむつ等支給サービスなど既存制度を所管する関係課と検討し制度設計する。

## 2 家庭ごみ有料化を実施する場合の剪定枝の扱いについて

### (1) 前回検討時の意見等について

- ・剪定は樹木の管理上、必ず発生する作業であり、ごみの抑制効果ははたらかないため、剪定枝は有料化の対象としていない都市が多い。
- ・剪定枝を有料化の対象にすると「みどりのリサイクル」を利用する市民が増えると思われるが、市内の資源化業者の処理能力のキャパシティを超える量が回収されると市内の資源循環が回らなくなってしまうおそれもある。
- ・緑が豊かな地域と市街化が進んでいる地域があるため、全国的な傾向よりも浜松市の事情を考慮すべき。
- ・剪定枝を有料化している都市は政令市 20 都市中 2 市のみ。
- ・全国的には、樹木は二酸化炭素を吸収してくれる役割や市民生活に潤いを与える役割があるため、緑化政策を推進している自治体が多く、市民に負担をかけることは難しいという観点から剪定枝を有料化していない都市が多い。
- ・浜松市も「浜松市緑の基本計画」にて緑化を推進しており、緑化政策と足並みを揃える必要があるのではないか。

(参考) 現行の集積所での剪定枝の出し方

※現行の出し方・・・剪定枝 1 本の太さ 5 cm 未満、長さ 60cm 未満に切り、以下の方法でごみ集積所に出す。

①指定袋に入れて出す      ②ひもなどで束ねて出す

### (2) 剪定枝の有料化対象について

以下について当部会の方向性を整理する。

- ①剪定枝を有料化の対象とするかどうか
- ②①の理由

## 家庭ごみ有料化を実施する場合の手数料設定について

### 1 有料化先行実施都市及び近隣都市の手数料単価・設定根拠について

#### (1) 有料化実施都市の手数料単価設定について

有料化実施政令市及び有料化実施近隣市の家庭ごみ有料化の手数料の状況については参考 1 「有料化実施都市（政令市及び近隣市）の手数料について」のとおり。

他都市の手数料単価設定の根拠で多いものは以下の 3 点であり、単価設定の際には、複数の根拠を総合的に考慮して決定している。

#### 【主な手数料単価設定根拠】

- ①ごみ減量・資源化への動機付けがはたらくこと
- ②市民にとって過度な負担とならないこと
- ③近隣市における料金水準との均衡を図ること

#### (2) 手数料単価設定の検討におけるポイント

①「ごみ減量・資源化への動機付けがはたらくこと」については、参考 1 の有料化実施 2 年前と導入翌年度のごみ排出量の比較を見ると、どの都市もごみの減量効果があらわれていることが読み取れる。

また、有料化実施 2 年前と直近年度のごみ排出量の比較を見ると、どの都市も実施 2 年前のごみ排出量には戻っておらず、リバウンドはしていないことが分かる。

更に、手数料単価と減量効果の関係性を見ると、手数料単価が高い方が減量効果が高い傾向にあることも分かる。

②「市民にとって過度な負担とならないこと」については、有料化実施政令市の平均単価である 1 $\ell$ =約 1 円をベースに算定した負担額を参考に検討する。

※参考 2 「家庭ごみ有料化における市民負担額のイメージ」を参照。

③「近隣市における料金水準との均衡を図ること」については、近隣の有料化実施都市の状況を以下のとおりまとめる。

- |                |   |
|----------------|---|
| <b>【近隣市状況】</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・湖西市 (H18.10 導入、1<math>\ell</math>=0.5 円、対象：可燃・不燃)</li> <li>・掛川市・菊川市 (H27.4 導入、1<math>\ell</math>=0.89 円 (20<math>\ell</math>)、<br/>1<math>\ell</math>=0.73 円 (30<math>\ell</math>)、対象：可燃・不燃)</li> <li>・袋井市 (R4 年度導入予定、1<math>\ell</math>=1 円予定、対象：可燃)</li> <li>・磐田市は家庭ごみの有料化は導入していない (指定袋制度)</li> </ul> |
|----------------|---|

1 有料化実施政令市における手数料について

都市名 (有料化実施年度)	1ℓ当たりの手数料	減量効果		手数料単価設定における根拠
		導入2年度前と 導入翌年度の比較	導入2年度前と 近年度の比較	
札幌市 (H21.7)	2円/ℓ	▲35.6% (H22年度)	▲36.3% (H29年度)	・ごみの減量効果が期待できる単価設定とした ・市民にとって過度な負担にならないよう配慮した ・近隣市における料金水準と均衡を図った
新潟市 (H20.6)	1円/ℓ	▲26.6% (H21年度)	▲32.6% (H30年度)	・ごみの減量効果が期待できる単価設定とした ・政令市合併した際の既に有料化している都市及び近隣都市 の手数料単価設定を考慮した ・市民の受容性を考慮した
北九州市 (H10.7) (H18.7改定)	1.1円/ℓ	▲26.4% (H19年度)	▲38.6% (H30年度)	・ごみの減量効果が期待できる単価設定とした (有料化の先行都市のごみ排出量を調査し、減量効果が 20%程度期待できる単価設定とした) ・市民にとって過度な負担にならないよう配慮した(議会意見)
岡山市 (H21.2)	1.1円/ℓ	▲21.4% (H21年度)	▲25.0% (H29年度)	・ごみの減量効果が期待できる単価設定とした ※他の有料化先行都市のごみ減量効果や手数料単価を参考 にした
京都市 (H18.10)	1円/ℓ	▲19.4% (H19年度)	▲35.1% (H30年度)	・ごみの減量効果が期待できる単価設定とした ・市民にとって過度な負担にならないよう配慮した ・近隣市における料金水準と均衡を図った
熊本市 (H21.10)	0.8円/ℓ	▲18.7% (H22年度)	▲20.1% (H29年度)	・ごみの減量効果が期待できる単価設定とした ・市民にとって過度な負担にならないよう単価設定とした ・近隣市における料金水準と均衡を図った
仙台市 (H20.10)	0.9円/ℓ	▲18.0% (H21年度)	▲18.5% (H30年度)	・ごみの減量効果が期待できる単価設定とした ・市民にとって過度な負担にならないよう配慮した(議会意見)
福岡市 (H17.10)	1円/ℓ	▲8.5% (H18年度)	▲12.9% (H30年度)	・ごみの減量効果が期待できる単価設定とした ・近隣市における料金水準と均衡を図った
千葉市 (H26.2)	0.8円/ℓ	▲6.6% (H27年度)	▲12.0% (H30年度)	・ごみの減量効果が期待できる単価設定とした ・市民にとって過度な負担にならないよう配慮した(議会意見)

令和元年8月及び令和3年2月 当市実施「家庭ごみ有料化に関する調査」結果より

※1 平成30年2月に家庭ごみ有料化を導入している金沢市については他都市と同じように有料化導入2年前と2年後のごみの排出量を比較することができないため、本資料からは除いている。

※2 各市の記載順は減量効果(導入2年度前と翌年度の比較)が高い順で記載。

※3 「有料化実施年度」は可燃ごみの有料化を実施した年度を示している。

※4 「減量効果」は「可燃ごみ」及び「不燃ごみ」の排出量の削減率をあらわしている。

※5 太枠で囲んだ仙台市・福岡市・千葉市は指定袋制度導入後に家庭ごみ有料化を実施している。

## 家庭ごみ有料化における市民負担額のイメージ

世帯数	月額		年額	
	現在	手数料を1ℓ=1円と 仮定した場合	現在	手数料を1ℓ=1円と 仮定した場合
1人世帯	約50円	225円	約600円	2,700円
2人世帯	約80円	360円	約960円	4,320円
3人世帯	約90円	405円	約1,080円	4,860円
4人世帯	約90円	405円	約1,080円	4,860円

(参考) 指定袋1枚あたり単価	現在	手数料を1ℓ=1円と 仮定した場合
		約10円

### (前提)

- 以下の2点は「ごみ減量・資源化に関するアンケート」(H30年、浜松市実施)の結果によるもの
  - ①【使用枚数】1人世帯…5枚/月 2人世帯…8枚/月 3人世帯…9枚/月 4人世帯…9枚/月  
※もえるごみのみに使うごみ袋の利用枚数
  - ②浜松市で最も使用枚数が多い袋のサイズは45ℓ
- 浜松市で最も使用枚数が多い45ℓの袋について、有料化後も同じ大きさ・枚数を使用する場合を試算
- もえるごみのみを考慮して試算(もえるごみはごみ全体の9割以上を占めている)
- 有料化実施政令市の平均単価 1ℓ=1.07円

## 広報はまつ6月号特集に寄せられた家庭ごみ有料化等に関する意見

(令和3年7月9日時点)

### 1 総数・媒体別内訳

総数 246件

媒体	件数(件)
ご意見フォーム	130
メール	9
FAX	79
手紙	9
電話	16
その他(※)	3

※広聴広報課からの転送

### 2 有料化への意見

- ・有料化する前にリサイクル方法の周知など、市民への働きかけをしてほしい
- ・ごみの現状や分別方法を、いろいろな媒体でもっと広報してほしい
- ・有料化制度のほかにも有料化を機に現行の分別・収集についても見直す等、ごみ処理に関わる制度全体について検討が必要
- ・有料化によって不法投棄や野焼きが増えると思う
- ・有料化と同時に市民税減税や家庭ごみのコンビニやスーパーへの持ち込み、不法投棄等発生すると想定される不当排出への対策を行ってほしい
- ・有料化によりごみの減量やリサイクルを意識する人が増えると思う
- ・市民にばかり負担を強いているのは納得がいかない(有料化は困る)
- ・すでに有料でゴミ袋を買ったり税金も支払ったりしているのにさらにごみ代を課されるのは納得がいかない
- ・コロナ禍で生活が苦しくなっている世帯が増えている(生活が厳しい)のに、有料化は納得がいかない
- ・おむつの使用等でごみを減らせない子育て介護世帯や、教育やローン等でお金がかかっている子育て世帯には負担になる
- ・スーパーへの梱包の改善の働きかけを行う、市の財政の無駄な部分を削り処理費に充てるなど市の真剣さが伝わってこないうちは賛成できない、市への不信感がある
- ・そもそも何故現在の指定袋を導入したかが分からない、透明な袋なら何でもよいのでは
- ・市民の声を聴き、なぜ今の税金では賄えないか、今後ごみが増え続けてしまうとどうなるか等を説明し納得した上なら賛成
- ・環境のことや他都市での導入実績を考えると仕方がない事だと思う
- ・有料化しても一時的だと思う、その内慣れてしまっでごみは減らないと思う
- ・101円は高い
- ・分別をしっかりとるから値上げはやめてほしい



- ・ごみ処理にかかっている費用の詳細や有料化による財源の使い方などの情報をもっと公開すべき
- ・有料化は致し方ないが、分別のために雑がみを集めても出す場所が近くにない等の問題があるので、ごみの減量につながるかは疑問
- ・有料化するのであれば単身者用の 50Lのごみ袋など各家庭に見合った大きさのごみ袋を導入してほしい
- ・市の歳入が増え赤字が減少するなど財政にプラスとなるのであれば賛成
- ・いきなり 35 円上げるのではなく、10 年 20 年とかけて段階的に上げていくべき
- ・ごみ袋に名前と電話番号を書くようにした方がごみ減量になると思う
- ・有料化と同時に、減量が難しい乳幼児や介護世帯、ボランティア活動への支援を検討してほしい
- ・ごみは税金を使って処理すべき（市で処理すべき）
- ・消費が少なくなり、経済発展の妨げになる

### 3 家庭から出るごみが減らない原因として感じていること

#### 《社会的要因》

- ・過剰包装
- ・コロナにより通販、食事の宅配、テイクアウトが増えた
- ・食品ロスが多い
- ・ものを買すぎている
- ・生活様式、社会の変化（大量消費社会）
- ・プラスチック製品の普及
- ・使い捨て製品が多い
- ・断捨離ブーム
- ・コンビニの増加
- ・生活している以上なくなる
- ・製造者等々すべてにある

#### 《市の施策》

- ・資源物の回収場所、頻度の少なさが原因
- ・ごみの現状や分別方法について啓発活動がたりていない
- ・ごみを減らすこと、分別をすることのメリットが実感できない
- ・曜日関係なくごみ、資源物を出せる場所がない
- ・資源物をどこで回収しているのか分かりづらい

#### 《その他》

- ・分別をしていない、分別の仕方を理解していない
- ・一人ひとりの意識の低さ
- ・ごみの排出が無料だという意識がある
- ・広報誌、チラシなど意図せず増えるごみが多い
- ・庭木の枝や葉がもえるごみとして出ている
- ・生ごみを堆肥化できる場所、家庭が少ない、減った
- ・生ごみが多く出る
- ・分別が大変

- ・事業系のごみが家庭ごみに紛れて出されている
- ・きれいなプラスチックも燃えるごみとして出されている
- ・車窓からのポイ捨て

#### 4 家庭から出るごみを減らすために実践していること、新しいアイデア

##### 実践していること

- ・資源物は分別して拠点回収等に出す
- ・生ごみを土に戻す、コンポスト等を使って堆肥化している
- ・生ごみや食品ロスを出さないよう気を付けている
- ・生ごみの水分を切る
- ・マイボトルを使用する、ペットボトルは買わない
- ・ごみをできる限り体積を減らして捨てている
- ・マイバッグを使う
- ・詰め替え商品を購入している
- ・不用品で売れるものは捨てるのではなく売るようにしている
- ・不要なものは買わない、もらわない
- ・買いすぎに気を付けている
- ・野菜の食べられる部分はできる限り食べる
- ・生ごみ処理機を使用している
- ・指定袋が一杯になってから排出するようにしている
- ・プラスチックはサイズをできる限り圧縮してから出している
- ・プラスチック製品をなるべく買わない、プラスチック包装が少ない商品を買う
- ・ラベルレスペットボトルを買う
- ・牛乳パック等を裂いた紙を用いててんぷらの油切り、フライパンの汚れを拭いている
- ・衣類は使えなくなるまで使ってから捨てている
- ・着られなくなった布類は雑巾にする
- ・食品はラップを使わず、蓋をしたりプラの容器に入れたりして保存する
- ・身近な人に渡すものは簡易な包装でわたす
- ・簡素な包装のものを購入する
- ・過剰包装は断る
- ・コロナ終息後はテイクアウトを減らす
- ・掃除には自然のものを使う

##### 新しいアイデア

###### 《生ごみ》

- ・生ごみ処理を市が行う、バックアップするようにする、堆肥化工場をつくる
- ・大きなコンポストを設置し、生ごみステーションにする
- ・生ごみ処理機の周知、補助を行う
- ・生ごみを堆肥化する

- ・生ごみを別の袋で回収し、処理も別にする
- ・キューロ（生ごみ処理容器）の周知と購入補助
- ・生ごみ処理機購入における市の助成金額を増やす
- ・生ごみの水切り容器を全戸配布する
- ・生ごみ処理機で処理した生ごみを JA で回収し、堆肥にしてもらう
- ・生ごみ処理機を配布する
- ・小型のコンポストの開発、周知を行う
- ・コンポストの補助を更に行う
- ・生ごみや草木を乾燥させてから出すように、各自治会の集会に参加してお願いする

#### 《資源物》

- ・雑がみ等の資源物の回収を集積所で行う
- ・分別、リサイクル等の啓発活動を多く行う
- ・資源物の回収ボックスの設置数、回収拠点数を増やす
- ・資源物の回収品目を充実させる
- ・雑がみを公民館での回収に出したらゴミ袋をもらえるようにする
- ・プラごみ分別用の動画の作成（資源としてだせる汚れの程度の周知）
- ・資源物の分類、回収場所等の情報を周知する
- ・資源物の回収日数の増加
- ・リサイクルステーションの設置
- ・自転車、コイルなどの鉄くずと小型家電の無料拠点回収を行う
- ・みどりのリサイクルのさらなる検討
- ・古着を外国のめぐまれない人やホームレスの人に贈る
- ・雑がみ回収袋を全世帯へ配る
- ・木の枝等は袋に入っていない場合は回収しないようにする

#### 《生産者、販売店》

- ・生産者へ包装を簡素化するように働きかける
- ・売った店が資源物を回収する仕組みを作る
- ・飲み物をボトル持参で購入できるようにする
- ・リサイクルしやすい製品をつくる
- ・使い捨てプラスチックの製造を禁止する
- ・包装等の資源物は何に分類されるかマークを必ず印字させるようにする
- ・紙製ストローのようにプラスチック製品を環境へ配慮した素材に変更する

#### 《ごみ袋》

- ・一定の袋数を超えたら有料での処理というシステムにする
- ・納税額によってごみ袋の無料支給枚数を調整する

#### 《その他》

- ・ごみの分別や減量にデポジット制を取り入れる等メリットや付加価値をつける
- ・ごみを減らす努力の結果をポイント付与、商品券等の形で還元する
- ・バイオマス発電を行う

- ・子供へ分別、量り売りや簡易包装商品の啓発をする、その教育の場となる施設を作る
- ・各家庭の前にごみ置き場を設置する
- ・不法投棄や不適正排出の取り締まりを厳しくする
- ・誰にでもできるごみ減量をまとめたチラシを全戸配布する
- ・紙媒体のチラシを減らし、データ化を進める
- ・フードバンクを設ける
- ・昔のように庭で燃やす
- ・街中できれいな水を飲めるようにする
- ・広報はままつ廃止（読まずに捨てるとうみになるため）



# 浜松市一般廃棄物処理基本計画 『ごみ処理基本計画編（改定版）』 （素案）

令和4年●月改定



## 目次

1	計画改定の考え方	1
(1)	計画の目的及び改定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	1
2	ごみ処理を取り巻く社会的動向	2
(1)	国際的な動向	2
(2)	国の動向	2
(3)	市の動向	2
3	本市を取り巻く状況及びごみ処理の現状と課題	3
(1)	本市を取り巻く状況	3
ア	本市の人口・世帯数	3
イ	本市の事業所数・従業者数	5
(2)	ごみ処理の現状と課題	6
ア	ごみの分別区分	6
イ	ごみ・資源物処理施設	7
ウ	中間目標年度における計画実績	11
エ	市民意識について	20
オ	ごみ処理の課題と今後の方向性について	23
4	基本理念	25
5	基本方針及び改定計画の目標等	26
(1)	基本方針	26
(2)	計画期間	27
(3)	計画目標	27
ア	ごみ総排出量	27
イ	資源化率	30
ウ	最終処分量	32
(4)	計画の進行管理	33
6	本計画で取り組む施策体系	34
7	個別施策	35

## 1 計画改定の考え方

### (1) 計画の目的及び改定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」に基づき策定し、生活環境の保全、公衆衛生の向上、循環型社会の形成を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、市が区域内の処理計画を中長期的な視点から策定する計画で、本計画と生活排水処理基本計画とで構成されています。

浜松市では、平成26年3月に、平成26年度から令和10年度までの本市のごみ処理行政の方向性を示す浜松市一般廃棄物処理基本計画「ごみ処理基本計画編」を策定し、ごみの減量と資源化を進めてきました。

計画策定以後、国際的には、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択が行われ、国では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の制定が行われました。本市においても上位計画である「第2次浜松市環境基本計画」の改定を行うなど、計画策定時に比べ、廃棄物行政を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。

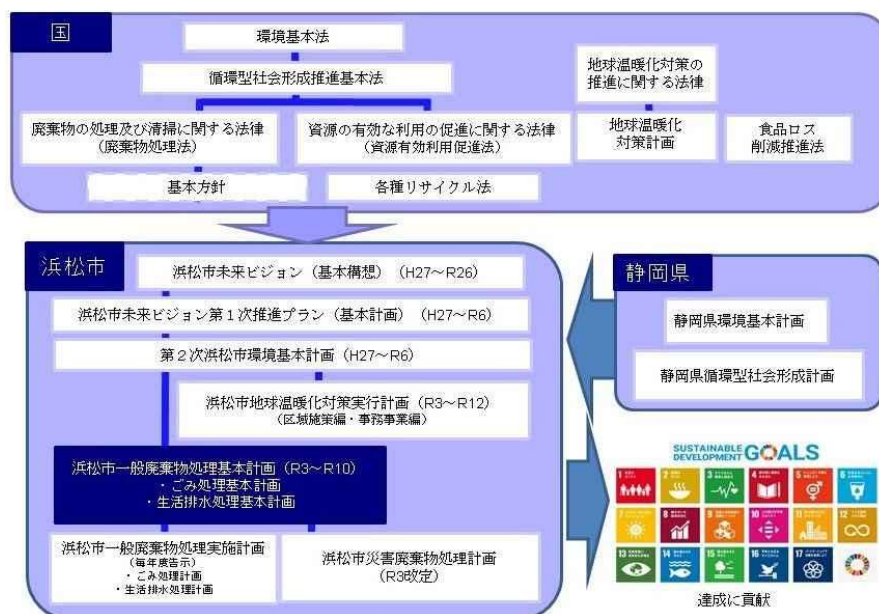
また、計画の中間目標年度である平成30年度を経過し、各施策の実施において生じた課題への対応も必要となっています。

これらの社会状況や課題を踏まえ、計画の見直しを行い、浜松市一般廃棄物処理基本計画「ごみ処理基本計画編（改定版）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

### (2) 計画の位置付け

本市の総合計画である「浜松市未来ビジョン」やその個別計画である「浜松市環境基本計画」を上位計画とし、関連する計画と整合性を図りつつ策定します。

図1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け



## 2 ごみ処理を取り巻く社会的動向

### (1) 国際的な動向

平成27年9月の国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とは、令和12年（2030年）までの持続可能な開発指針のことをいいます。2030アジェンダでは、「誰一人取り残さない」という理念の下、世界を持続的かつ強くなやかなものに移行させるための大胆かつ変革的な手段を取ることを決意し、すべての国に適用される普遍的な17の目標「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げました。目標の達成に向けたターゲットとして、プラスチックごみによる海洋汚染の防止や食品ロスの削減のほか、小売・消費レベルにおける食料の廃棄を半減させることや廃棄物の発生防止、3Rの促進による廃棄物の削減や適正処理などが設定されています。

また、脱炭素社会を目指し、全ての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして、平成27年12月にパリ協定が採択されました。パリ協定では「産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃未満に抑える」という目標が設定され、そのための施策として、全ての国に削減目標の提出及び状況報告が義務付けられました。

### (2) 国の動向

国においては、SDGsやパリ協定といった国際的な動きを踏まえ、平成30年6月に、誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が低減され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界を目指す「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

また、令和元年7月に、食品リサイクル法に基づく新たな基本方針を作成するとともに、同年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行しました。

更に、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮し、使用された資源を徹底的に回収、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（プラスチック資源循環戦略）を令和元年5月に策定したうえで、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を制定しました。この法律ではプラスチック製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組み（3R+Renewable）を促進するための措置を講じるとし、設計・製造、販売・提供、排出・回収・リサイクルそれぞれの主体に向けた個別の措置事項が盛り込まれています。

### (3) 市の動向

このような国内外の社会情勢の変化に対応していくため、本市においても、令和2年4月に本計画の上位計画である「第2次浜松市環境基本計画（改定版）」を策定しました。



### 3 本市を取り巻く状況及びごみ処理の現状と課題

#### (1) 本市を取り巻く状況

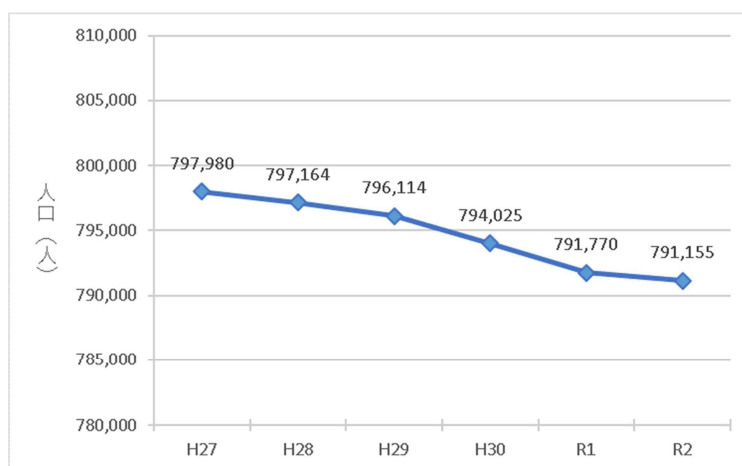
##### ア 本市の人口・世帯数

本市は人口約 80 万人、面積は約 1,558 平方キロメートルで、静岡県**最多**の人口と**最大**の面積を有する都市です。

令和 2 年度国勢調査結果（速報値）によれば、令和 2 年 10 月 1 日現在の本市の人口は、79 万 1,155 人となっており、平成 17 年以降、減少が続いています。平成 27 年から平成 29 年にかけては、年間約 1 千人の減少でしたが、平成 29 年から令和元年にかけては、年間約 2 千人の減少となっており、減少幅は拡大しています（グラフ 3-1）。

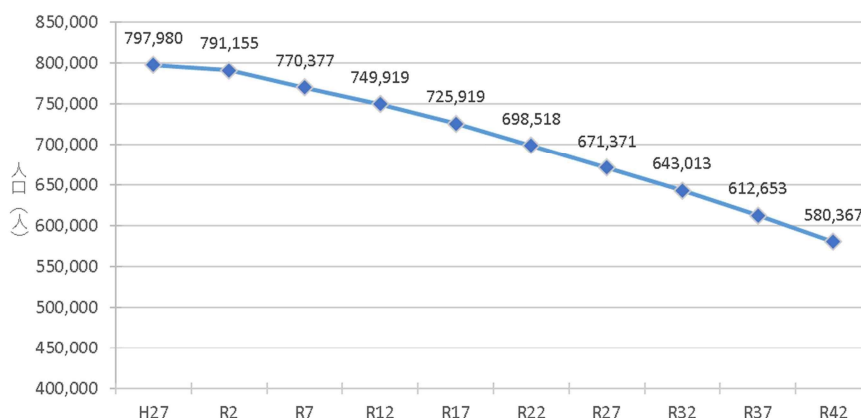
本市の将来人口推計によると、現在のままの出生率や移動率が継続すれば、引き続き人口減少が進むと想定され、令和 12 年には約 75 万人に減少すると推計されます（グラフ 3-2）。

グラフ 3-1 近年の総人口の推移



（出典）浜松市”やらまいか”人口ビジョン（令和 2 年改訂版）及び令和 2 年浜松市の人口《国勢調査結果（速報値）》を基に作成

グラフ 3-2 将来推計人口（総人口）



※令和 2 年度までは実績値を表記（出典）浜松市”やらまいか”人口ビジョン（令和 2 年改訂版）及び令和 2 年浜松市の人口《国勢調査結果（速報値）》を基に作成

また、令和 2 年度国勢調査結果（速報値）によれば、世帯数は、令和 2 年 10 月 1 日現在 319,900 世帯です。本市の将来世帯推計によると、令和 12 年には 32 万 7 千世帯に増加する見込みです（表 3-1）。世帯主を年齢階層別に見ると、64 歳以下の世帯は減少し、65 歳以上の世帯が増加する見込みです。さらにその内訳を見ると、65 歳以上の単独世帯は令和 12 年には平成 27 年の 1.6 倍に増加し、平成 27 年には総世帯数に占める高齢者単独世帯数は 9%程度であったものが、令和 12 年には 14%程度に上昇すると推計されます。

表 3-1 総世帯数の推計

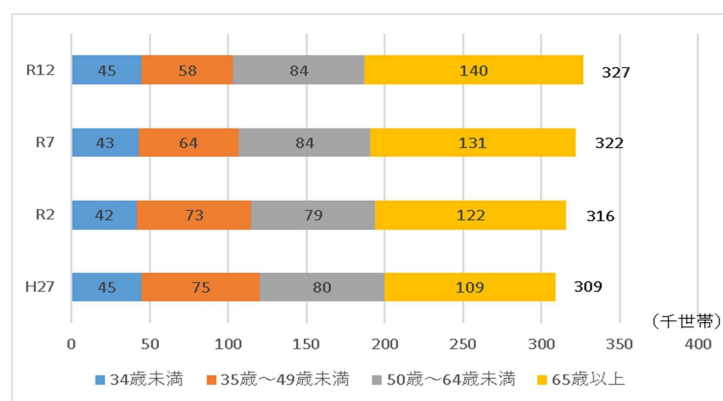
(世帯)

年次	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)
総世帯数	309,227	319,900	322,000	327,000	330,000	332,000

(出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン（令和 2 年改訂版）及び令和 2 年浜松市の人口《国勢調査結果（速報値）》を基に作成

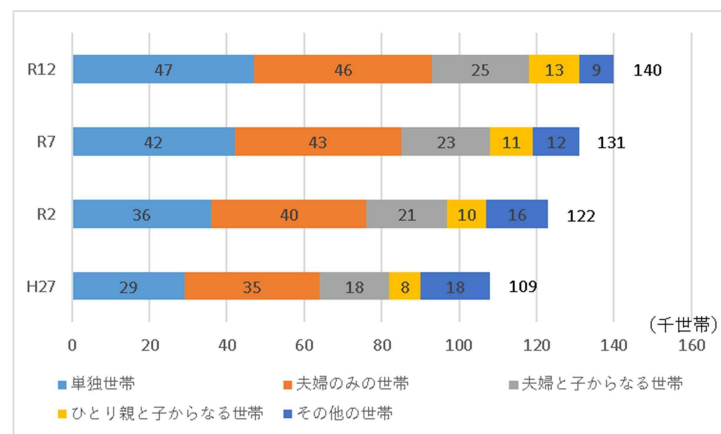
※令和 2 年度までは実績値を表記

グラフ 3-3 本市の世帯主年齢階層別将来世帯数



(出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン（令和 2 年改訂版）を基に作成

グラフ 3-4 65 歳以上世帯の世帯累計別将来世帯数



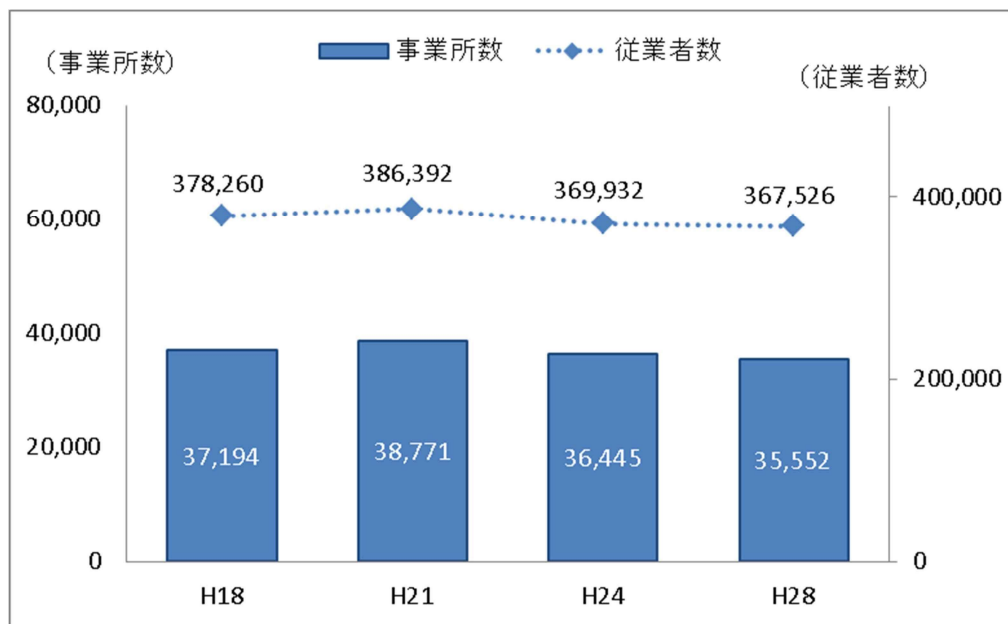
(出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン（令和 2 年改訂版）を基に作成

## イ 本市の事業所数・従業者数

経済センサス等の統計調査によると、本市の事業所数及び従業者数（共に民営事業所のみ）は、どちらも平成 21 年度がピークとなっており、以後減少傾向にあります。

直近調査結果である平成 28 年度の事業所数及び従業者数は、ピーク時である平成 21 年度と比較し、事業所数が 8.3%減少し 35,552 事業所、従業者数が 4.9%減少し 367,526 人となりました（グラフ 3-5）。

グラフ 3-5 事業所数・従業者数の推移



(出典) 平成 18 年度「事業所・企業統計」、平成 21 年度～平成 28 年度「経済センサス」を基に作成

## (2) ごみ処理の現状と課題

## ア ごみの分別区分

本市のごみの分別区分は表 3-2 のとおりです。

表 3-2 ごみの分別区分

		品目	内容
ごみ 集積 所 回 収	1	もえるごみ	もえる素材で長さ 60 cm未満のもの
	2	もえないごみ	もえない素材で長さ 60 cm未満のもの（連絡ごみは除く）
	3	プラスチック製容器包装	ブラマークの表示があり、きれいなもの
	4	びん（無色・透明）	無色・透明のびん、茶色のびん、その他の色のびん
	5	びん（茶色）	
	6	びん（その他の色）	
	7	かん	スチール缶、アルミ缶
	8	ペットボトル	ペットボトルのマークの表示があり、きれいなもの
	9	特定品目	蛍光管、電池類、水銀体温計・水銀血圧計、ライター、スプレー缶・卓上ガスボンベ
	10	連絡ごみ	堅固な素材を使用したもの・長さ 60 cm以上のもの等
拠 点 回 収	11	古紙	新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、その他紙
	12	古着類	古着、古布等
	13	剪定枝等	家庭から出る落ち葉、刈り草、枝（長さ 1m、太さ 15 cmまで）
	14	廃食用油	家庭から出る植物系てんぷら油
	15	使用済みインクカートリッジ	ブラザー、キヤノン、エプソン、日本HPの純正品のもの
	16	羽毛布団	ダウン 50%以上の羽毛布団
	17	使用済み小型家電	パソコン等の小型家電で、縦 15 cm未満、横 60 cm未満、奥行 30 cm未満のもの

イ ごみ・資源物処理施設

市のごみ・資源物処理施設は図 3-1 のとおりです。

図 3-1 ごみ・資源物処理施設配置図



## ① 焼却・溶融施設

もえるごみや連絡ごみを破碎した後の可燃物を**焼却**・溶融処理するための施設として、表 3-3 に示す 2 か所の施設を運用しています。

南部清掃工場と西部清掃工場では**焼却**や**溶融**処理にて発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、西部清掃工場では隣接する古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBiO）へも熱供給するなど有効利用しています。

また老朽化した南部清掃工場の代替施設として、天竜区青谷に新清掃工場（令和 6 年度供用開始予定）の建設を進めるほか、西部清掃工場の更新基本計画の策定を開始しました。

表 3-3 焼却・溶融施設

名称	南部清掃工場	西部清掃工場
所在地	南区江之島町 1715 番地	西区篠原町 26098 番地の 1
敷地面積	22, 106. 28 m <sup>2</sup>	66, 960. 25 m <sup>2</sup>
建物面積	焼却施設 6, 802. 38 m <sup>2</sup> 延床面積 15, 303. 19 m <sup>2</sup> 附属建物 1, 181. 65 m <sup>2</sup>	焼却施設 8, 807. 21 m <sup>2</sup> 延床面積 13, 293. 53 m <sup>2</sup> 附属建物 1, 493. 15 m <sup>2</sup>
炉形式	全連続燃焼式（ストーカ式）	キルン式ガス化溶融炉
焼却能力	150t/24 時間×3 炉	164. 9t/24 時間×3 炉
ごみピット	3, 100 m <sup>3</sup>	9, 500 m <sup>3</sup>
集じん装置	バグフィルター	バグフィルター（2 段）
排水処理	沈殿＋ろ過処理＋pH 調整＋下水道放流	循環再利用（無放流）
余熱利用	発電（2, 800kW）、場内給湯、燃焼空気、白煙防止、場内冷暖房	発電（9, 600kW）、温水プール（古橋廣之進記念浜松市総合水泳場）、場内給湯、燃焼空気、白煙防止、場内及び水泳場の冷暖房
竣工年月日	昭和 56 年 2 月 28 日	平成 21 年 1 月 31 日
その他	—	環境啓発施設『えこはま』を併設

## ② 破碎・保管施設

破碎・保管施設は、もえないごみや資源物を破碎・選別・減容し、一部を再資源化するための施設として、表 3-4 に示す 3 か所の施設を運用しています。特に、施設規模の大きい平和破碎処理センターは稼働から 30 年近くが経過しており、代替施設として天竜区青谷に新破碎処理センター（令和 6 年度供用開始予定）の建設を進めています。

表 3-4 破碎・保管施設

破碎施設			
名称	平和破碎処理センター	引佐中間処理施設 (特定品目破碎、選別施設)	南部清掃工場 (布団破碎設備)
所在地	西区平松町 81 番地	北区引佐町三岳 610 番地の 3	南区江之島町 1715 番地
敷地面積	9,869 m <sup>2</sup>	—	—
建物面積	建築面積 4,025.97 m <sup>2</sup> 延床面積 6,183.81 m <sup>2</sup>	—	—
処理能力	連絡ごみ・もえないごみ 破碎 140t/5 時間 プラスチック製容器包装 圧縮減容 45t/10 時間	スプレー缶破碎 1,200 本/時間 ライター破碎 4,000 本/時間 蛍光管破碎 直管型 6,000 本/時間 環型 2,000 本/時間	布団 60 枚/時間
破碎設備	回転式破碎機、せん断式破碎機	スプレー缶・ライター処理機、蛍光管破碎機	布団破碎機（二軸破碎機）、破碎物投入コンベア
選別設備	プラスチック選別機、磁選機、不燃物・可燃物選別機、アルミ選別機、アルミ精選機	—	—
排出設備	プラスチック圧縮減容機	—	—
集塵・脱臭設備	サイクロン、バグフィルター、脱臭装置	—	—
竣工年月日	平成 5 年 3 月 10 日	平成 25 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日

保管施設		
名称	平和最終処分場（資源物ストックヤード）	
所在地	西区平松町 77 番地	
保管品目	びん（無色、茶色、その他）	プラスチック製容器包装
保管面積	106 m <sup>2</sup>	980 m <sup>2</sup>
保管容量	171 m <sup>3</sup>	1,960 m <sup>3</sup>

## ③ 埋立処分場

埋立処分場は、もえないごみや焼却・溶融処理にて発生した残さ（飛灰等）や、もえないごみを破碎した後の不燃物等を最終処分するための施設で、表 3-5 に示す 4 か所の施設を運用しています。

表 3-5 埋立処分場

名称	平和最終処分場		浜北環境センター
所在地	西区平松町 77 番地		浜北区灰木 172 番地
	第 1 期	第 2 期	
埋立面積	71,575 m <sup>2</sup>	48,360 m <sup>2</sup>	12,315 m <sup>2</sup>
埋立容量	810,719 m <sup>3</sup>	567,700 m <sup>3</sup>	60,273 m <sup>3</sup>
埋立期間	約 17 年	約 15 年	約 20 年
埋立方式	サンドイッチ方式（セル方式併用）		セル方式
浸出水施設	建築面積 467.29 m <sup>2</sup>	建築面積 291.69 m <sup>2</sup>	建物面積 706 m <sup>2</sup>
	延床面積 923.80 m <sup>2</sup>	延床面積 790.96 m <sup>2</sup>	延床面積 1,068.47 m <sup>2</sup>
処理能力	230 m <sup>3</sup> /日	150 m <sup>3</sup> /日	50 m <sup>3</sup> /日
供用開始	平成 2 年 9 月 (令和元年 9 月廃止)	平成 19 年 3 月	平成 14 年 4 月

名称	舞阪吹上第 2 廃棄物最終処分場	引佐最終処分場
所在地	西区舞阪町舞阪 2621 番地の 26	北区引佐町三岳 610 番地の 3
埋立面積	6,555 m <sup>2</sup>	9,445 m <sup>2</sup> (第 1 期埋立区画)
埋立容量	—	77,300 m <sup>3</sup> (第 1 期埋立区画)
埋立期間	—	約 48 年
埋立方式	—	セル&サンドイッチ方式
浸出水施設	—	建築面積 448.31 m <sup>2</sup>
	—	延床面積 558.26 m <sup>2</sup>
処理能力	—	60 m <sup>3</sup> /日
供用開始	平成 8 年 7 月	平成 9 年 4 月



### ウ 中間目標年度における計画実績

本計画における中間目標年度（平成 30 年度）の計画値及び実績値は表 3-6 のとおりです。

表 3-6 中間目標年度における計画値及び実績値

計画目標値	平成 30 年度計画値	平成 30 年度実績値
一人 1 日当たりのごみ排出量	866 g/人・日	879 g/人・日
リサイクル率	23.6%	18.8%
最終処分量	13,816 t/年	12,812 t/年

## ① ごみ排出量の状況

平成 26 年度から令和元年度までのごみ排出量の推移をみると、平成 30 年度には、台風 24 号の影響で飛散した工作物や枝等の家庭系ごみが増加したため前年度の排出量を上回ったものの、ごみの排出量は微減傾向でした（表 3-7）。令和 2 年度は、新型コロナウイルスによる社会経済活動の停滞により、事業系ごみが前年度より大きく減少し、市全体のごみ排出量も減少しました。

ごみ排出量の内訳をみると、事業系ごみや資源物等は減少しているものの、家庭系ごみは横ばいのままです（グラフ 3-4）。このため、平成 30 年度から令和 2 年度まで「ごみ減量天下取り大作戦」として、生ごみの減量、雑がみの分別、料理・食材の食べキリ・使いキリの推進に取り組んできました。この取り組みは市民のごみ減量の意識醸成には寄与したものの、前述の台風の影響や新型コロナウイルス感染拡大による在宅時間の増加などにより、家庭系ごみの減少とはなりませんでした。

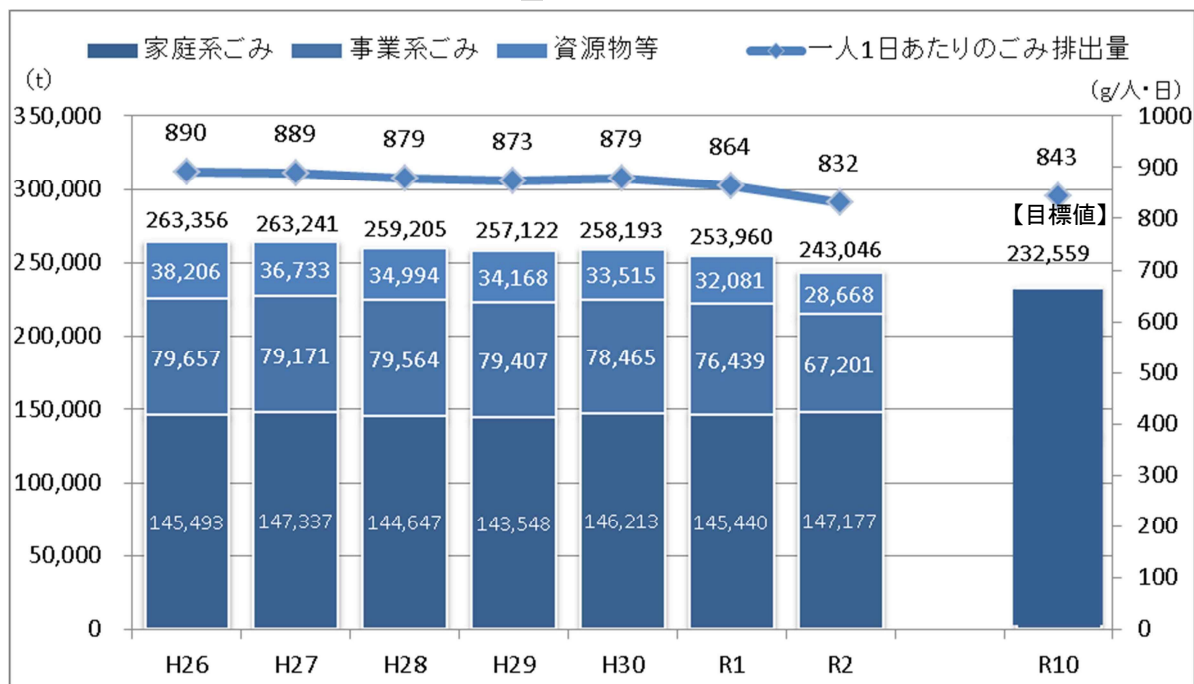
今後、新型コロナウイルスによる社会経済活動の停滞が回復すれば事業系ごみの排出量が回復することが予想されます。このため、令和 10 年度の計画値（目標）を達成するには、家庭系ごみ及び事業系ごみともに、更なるごみ減量の取り組みが必要と考えられます。

表 3-7 一人1日あたりのごみ排出量

(g/人・日)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R10
計画値	894	886	879	872	866	863	860	843
実績値	890	889	879	873	879	864	832	

グラフ 3-4 ごみの排出状況



## ② リサイクルの状況

資源化量については、平成 26 年度は 53,765 t であったものの、年々低下し、令和 2 年度には 45,680 t となりました。その要因としては、民間の資源物回収拠点の整備が進んだ結果、新聞や段ボールなどの古紙類が資源物集団回収から民間の回収拠点に流れたことなどによるものと考えられます。その結果、リサイクル率も減少し、現在の計画値と実績値において、大きな乖離が生じています（グラフ 3-5）。

このため、民間拠点回収量について調査を行ったところ、平成 30 年度の民間拠点回収量は約 17,535t（推計値）で、民間拠点回収量を含めたリサイクル率は 24.0%（推計値）でした（表 3-8）。

令和 10 年度の計画値（目標）を達成するためには、より資源物の分別・排出しやすい環境を整備するなど、資源物の回収量を増加させる施策の検討が必要です。また、国の施策や資源循環を取り巻く環境について今後の動向を注視していく必要もあります。

※「資源化量」：市が回収した資源物、集団回収による資源物、破碎後資源、溶融後資源の合計

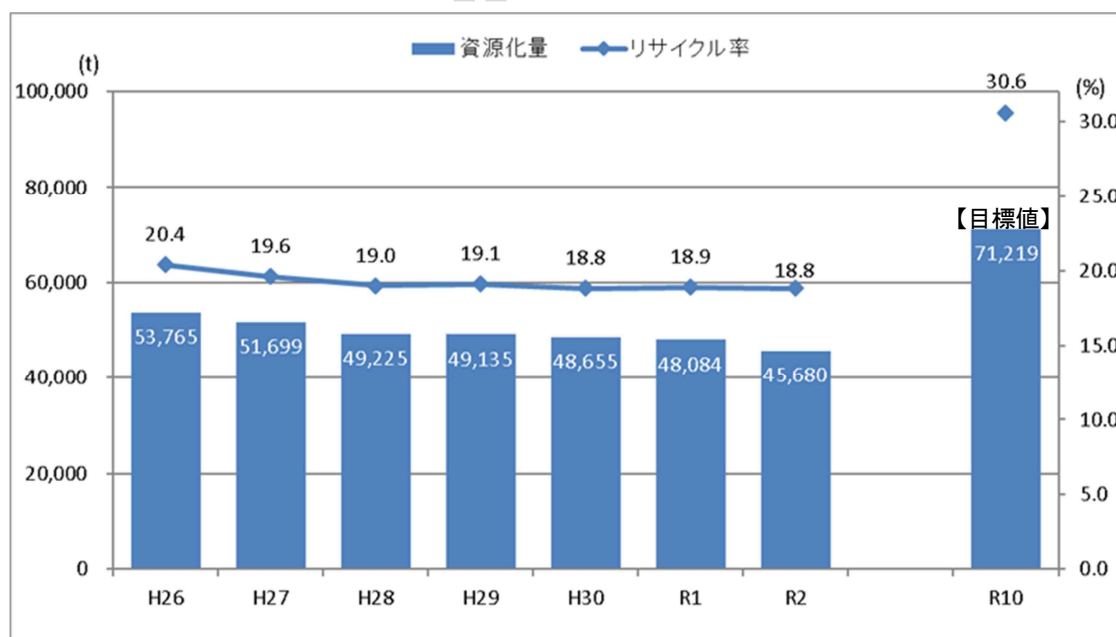
※「リサイクル率」の算定方法：（資源化量÷総排出量）×100

表 3-8 リサイクル率の推移

（%）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R10
計画値	21.3	21.4	21.5	22.5	23.6	24.6	25.7	30.6
実績値	20.4	19.6	19.0	19.1	18.8	18.9	18.8	
（民間拠点回収分を含めた推計値）					(24.0)	(23.5)	(25.3)	

グラフ 3-5 リサイクル率の推移



## ③ 最終処分量の状況

最終処分量は、平成 27 年度までは減少していましたが、平成 28 年度以降増加に転じました。また、平成 30 年度時点では計画値より少ない量でしたが、令和 2 年度には計画値を超える量となりました。これは主に連絡ごみの増加により、破碎処理後の不燃物が増えたためです（グラフ 3-6）。

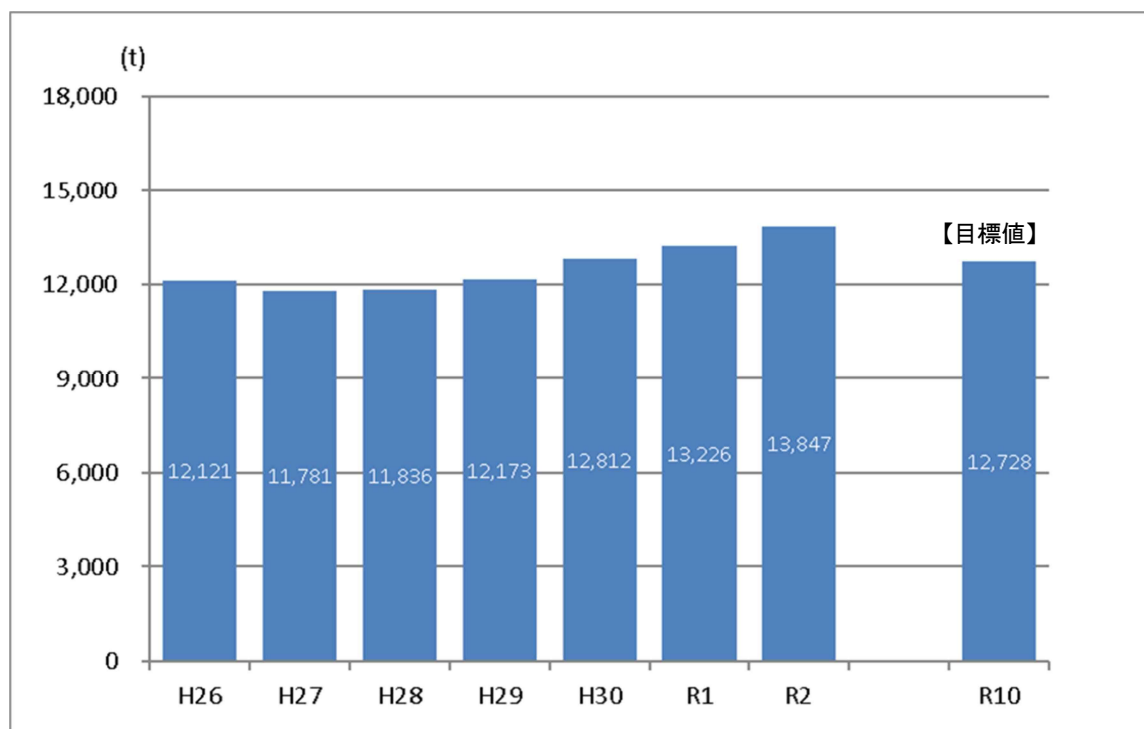
令和 10 年度の目標値 12,728t を達成するため、もえるごみやもえないごみを含め、更なるごみの減量や資源物の分別に取り組む必要があります（表 3-9）。

表 3-9 最終処分量の推移

(t)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R10
計画値	14,477	14,348	14,135	13,966	13,816	13,749	13,605	12,728
実績値	12,121	11,781	11,836	12,173	12,812	13,226	13,847	

グラフ 3-6 最終処分量の推移



## ④ ごみ処理経費の状況

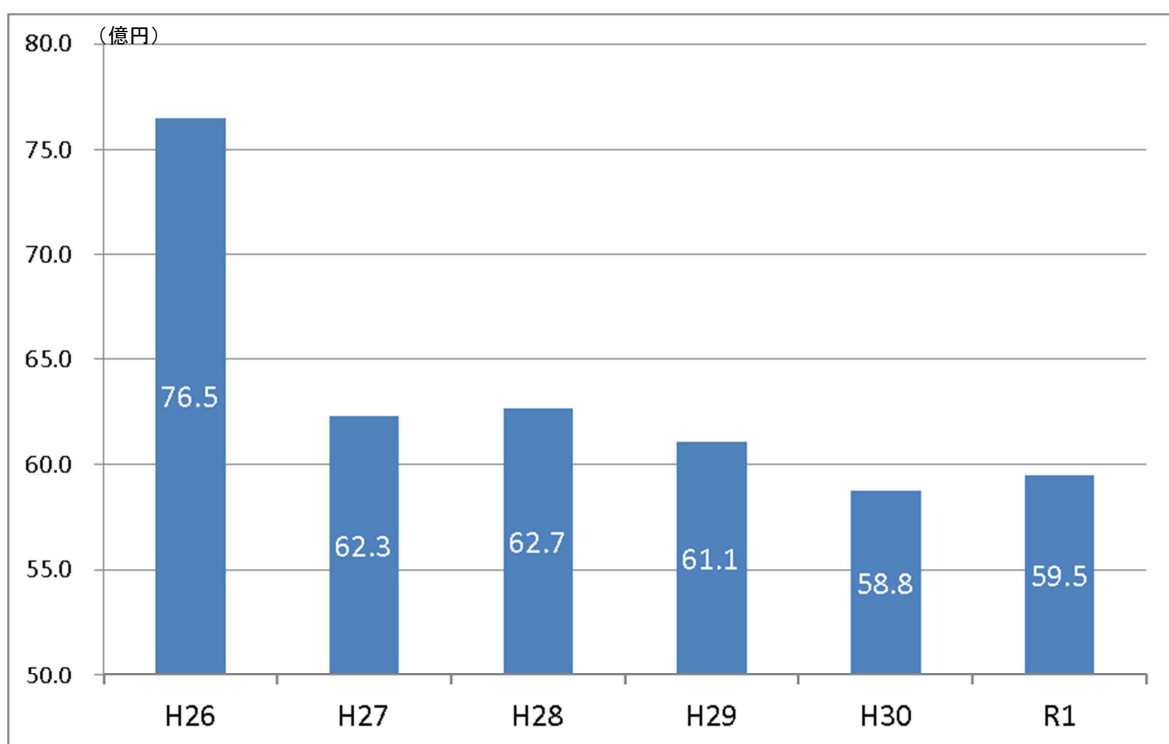
本市では、合併以降、ごみ処理施設の統廃合を進め、現在では焼却・熔融施設として2施設、破碎施設として3施設、保管施設として1施設、埋立処分場として4施設が稼働しています。

本市のごみ処理経費の推移は、グラフ3-7のとおりで、令和元年度の処理経費は、約59.5億円となっています。平成27年度に前年比で大きく経費が減っているのは、西部清掃工場の減価償却の一部が終了したことや、天竜ごみ処理工場を休止したことによります。また、令和元年度の経費増加要因は、天竜清掃センターの解体工事を実施したためです。

今後、令和6年度に新清掃工場及び新破碎処理センターの稼働を予定しており、設計・建設費用と、20年間の運営経費を合わせ、約783億円の費用負担が発生する見込みです。

このため、今後のごみ処理に関する経費を抑えるためにも、施設の長寿命化や、更なるごみの減量に取り組んでいく必要があります。

グラフ3-7 ごみ処理経費の推移



## ⑤ ごみ組成状況について

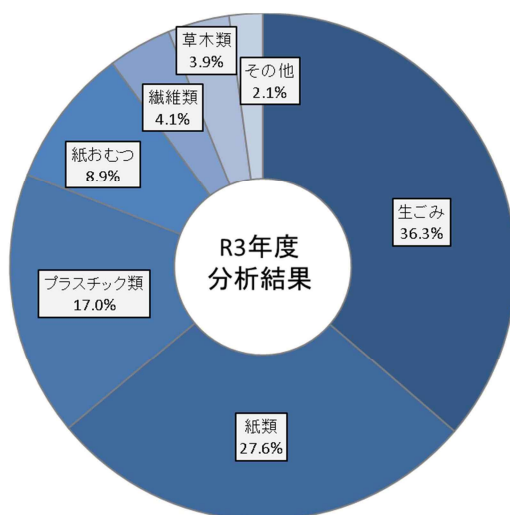
家庭系ごみ、事業系ごみとも、もえるごみが全体の9割以上を占めています。

市組成分析調査（令和3年度）の結果では、家庭系ごみは、生ごみが36.3%、紙類が27.6%であり、この2つを合わせると、全体の6割を占めています（グラフ3-8）。

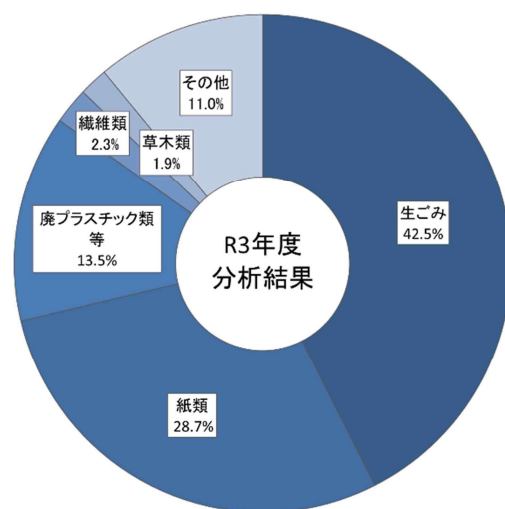
事業系ごみでは、生ごみが42.5%、紙類が28.7%であり、全体の7割以上を占めています（グラフ3-9）。

家庭系・事業系ともに、ごみの減量に関しては、生ごみと紙類の削減が効果的であり、これらをいかに削減するかが課題です。

グラフ 3-8 家庭系もえるごみの内訳



グラフ 3-9 事業系もえるごみの内訳



（出典）令和3年度市調査結果による

## ⑥ 計画に定めた具体的行動の進捗状況について

計画に定めた施策の平成 26 年度から令和 2 年度までの具体的行動の進捗状況は、完了した取組みが 14 件、計画どおりの取組みが 33 件、遅れている取組みが 2 件、事業を集約した取組みが 2 件となっています。

遅れている取組みは、基本方針 1 における「清掃工場における資源物や処理困難物の混入防止のための監視指導」、基本方針 3 における「戸別収集の導入など、高齢者や障がい者などに配慮した収集方法の検討」です。計画どおり実施できていない理由は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から計画した事業が予定どおり実施できなかったことによります（表 3-10）。

具体的行動のうち、完了した取組みも合わせれば、全体の約 8 割が計画どおり進んでいます。計画目標の達成のため、着実な成果が上がるよう個別施策の効果を確認し、見直す必要があります。

表 3-10 具体的行動の進捗状況

区分	状況	件数
完了	すでに完了したもの	14
計画どおり	当初の計画どおり順調に取り組んでいるもの	33
遅れている	当初の計画より進捗が遅れているもの	2
集約	当初計画に記載したが、検討の結果、集約したもの	2
合 計		51

表 3-11 令和2年度末における具体的行動の進捗評価

◎・・・完了 ○・・・計画どおり △・・・遅れている □・・・集約 ー・・・前年度までに完了

## 基本方針1:ごみの減量と資源化を推進します

個別施策	具体的行動	進捗状況
1.生ごみ減量の推進	1.生ごみの水切りに関する情報発信を行う	○
	2.水切りグッズの開発及び配布を行う	○
	3.堆肥化容器の配付や生ごみ処理機購入補助等を通じて生ごみの減量を推進する	○
	4.家庭系生ごみの分別収集について調査・研究し、バイオマス事業を推進する	○
2.紙類減量の促進	1.雑がみ回収促進のための保管庫貸与事業を実績する	-
	2.幼稚園、小中学校での雑がみ回収は、対象範囲を保育園や高校などにも広げて継続実施する	○
	3.事業系の雑がみの分別と資源化を促進する	○
3.資源物集団回収の活性化及び拠点回収の整備	1.資源物(市のリサイクルステーション、みどりのリサイクル等)の回収拠点のあり方について総合的な検討を行い、再構築を図る	-
	2.地域の資源物集団回収の活性化を図る	○
	3.もえるごみ削減のための草木類、古着類の行政回収～再資源化手法を調査研究する	-
	4.使用済小型電子機器類の回収拠点を拡充する	○
	5.廃食用油の回収拠点を拡充する	○
4.ごみ処理有料化の検討	1.有料化の必要性、効果、導入時期等について調査・研究する	○
	2.他都市の状況を調査・研究する	□
	3.検討委員会等を設置して検討する	□
	3.小規模の店舗や事業所からごみ集積所へ排出されるごみの有料化について調査・研究する	◎
5.事業系ごみの減量、資源化、適正処理等の推進	1.大規模建築物所有事業者の更なるごみ減量等の促進に向け市条例に基づいて指導を行う	○
	2.清掃工場における資源物や処理困難物の混入防止のための監視・指導を行う	△
	3.集積所への事業系ごみの混入を防止するため、事業者に対するごみの排出指導を強化する	○
	4.事業系生ごみを活用したバイオマス事業を推進する	○

## 基本方針2:意識啓発と環境教育を推進し、住みよいまちづくりに努めます

個別施策	具体的行動	進捗状況
1.ごみ排出ルールの周知徹底	1.排出ルールの運用状況を検証し、必要に応じてルールの見直しを行う	○
	2.レジ袋削減に向けた普及啓発を行うとともに「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」締結事業者を拡充する	○
	3.ごみ分別方法の手引きを作成する	○
	4.職員の出前講座等による啓発活動を推進する	○
	5.ごみ分別収集カレンダーを分かりやすい表示に改善する	○
	6.転入者や外国人等を対象に情報提供を推進する	○
2.環境教育の充実	1.小学生社会副読本「ごみとわたしたち」等を配付し、子どもを対象とした環境教育を促進する	○
	2.こどもモットイナイ大作戦事業を実施する	○
	3.学校での生ごみ堆肥化を実践する	-
	4.親子で3Rについて学ぶ「親子リサイクル見学会」を行う	-
	5.小学生向けのごみ絵本を作成・配付する	-
	6.3Rなどに関する出前講座や説明会を実績する	○
	7.Eスイッチプログラムを幼稚園から中学校まで実績し、ごみ減量やリサイクルの意識啓発に努める	○
	8.環境美化推進員を育成・強化する	○
3.情報の公開と共有化	1.ごみの適正処理や3Rに関する情報を提供するツール(スマートフォンアプリ等)を開発し、市民に広める	○
	2.リサイクル品目回収後の再生品や利用方法の情報提供を行う	○
	3.ごみ減量の行動に移すための動機付けになる情報の発信を推進する	○
	4.「ごみ減量通信」をホームページにも掲載する	◎
4.不法投棄防止対策と資源物持ち去り取締りの強化	1.不法投棄防止看板の継続掲出を推進する	○
	2.清掃関係車両へ不法投棄防止ステッカーの貼付を依頼する	◎
	3.市職員による不法投棄防止パトロールを実施強化する	○
	4.資源物持ち去りを禁止するため平成26年4月からの条例改正に罰則規定を設け、市職員によるパトロールを強化する	○



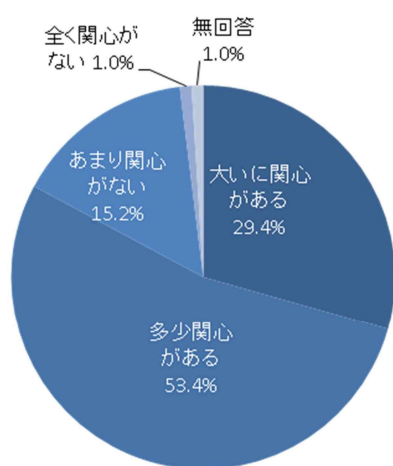
## 基本方針3: 安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備を図ります

個別施策	具体的行動	進捗状況
1.ごみ処理施設の新設及び統廃合の推進	1.新清掃工場の建設に着手する	-
	2.西部清掃工場の更新等について検討する	-
	3.旧ごみ処理施設解体計画を策定し、解体又は跡地利用を進める	○
	4.清掃工場における津波対策について検討する	-
	5.ペットボトル減容施設解体後の跡地利用について検討する	-
2.ごみ収集運搬及び処理体制の検討	1.戸別収集の導入など高齢者や障がい者などに配慮した収集方法を検討する	△
	2.将来の安定した一般廃棄物処理のために、他自治体とのごみの相互受入れを推進する	○
	3.新清掃工場稼働に向けた収集体制を検討する	○
	4.ペットボトルの中間処理について効率的な委託化の準備を進める	-

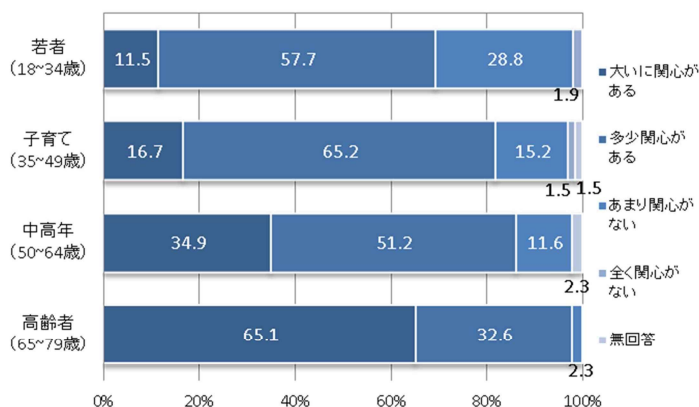
## エ 市民意識について

令和2年12月に実施した広聴モニターアンケートの結果では、ごみの減量と資源化への関心について、「関心がある」（「大いに関心がある」と「多少関心がある」の合計）が約8割となりました（**グラフ3-10**）。また、世代別にみると、世代が高くなるにつれて「関心がある」の回答が高いという結果になりました（**グラフ3-11**）。

グラフ3-10 ごみの減量と資源化への関心



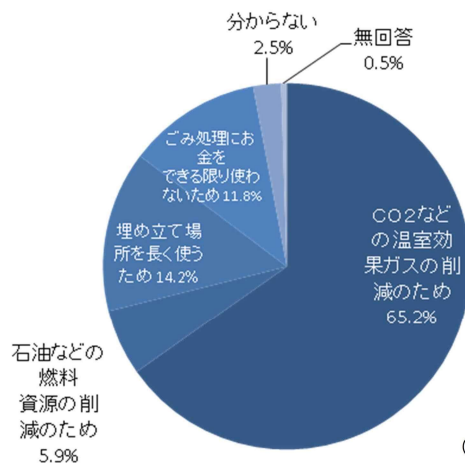
グラフ3-11 世代別ごみの減量と資源化への関心



（出典）令和2年度 第4回 浜松市広聴モニターアンケート調査結果

また、ごみの減量が必要な理由として、一番重要だと思うものとしては、「ごみを収集・焼却する際に排出されるCO<sub>2</sub>などの温室効果ガス削減のため」が約7割と最も多く、次いで「ごみの埋め立て場所を長く使うため」、「ごみ処理にお金をできるだけ使わないため」、「ごみを収集・焼却する際に必要な石油などの燃料資源の削減のため」という結果となりました（**グラフ3-12**）。

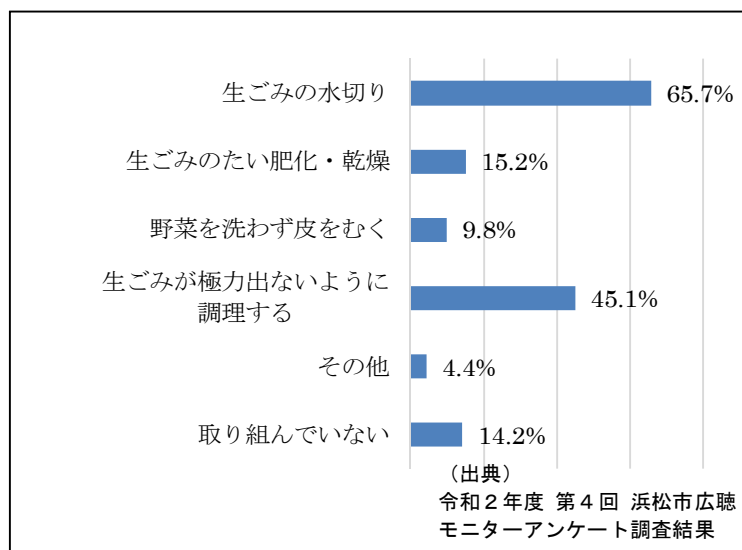
グラフ3-12 ごみの減量と資源化への関心



（出典）令和2年度 第4回 浜松市広聴モニターアンケート調査結果

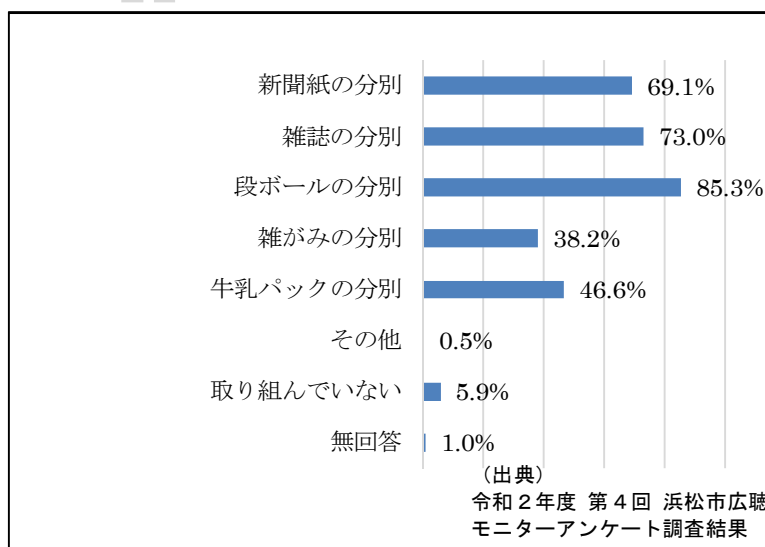
市民が普段の生活から取り組んでいるごみ減量の取組みについて、生ごみ減量の取組みでは、「生ごみの水切り」を約7割の人が、「生ごみが極力出ないように調理する」を約5割の人が取り組んでいると回答していて、生ごみの減量は多くの人が意識し取り組んでいるという結果になりました。（グラフ 3-13）

グラフ 3-13 生ごみの減量に関して取り組んでいること（複数回答可）



古紙類の分別については、新聞紙や雑誌、段ボールの分別は約7割以上の人が取り組んでいましたが、他の品目と比べてリサイクルできる紙として認知度が低い雑がみの分別については、取り組んでいる人が約4割という結果となりました。（グラフ 3-14）

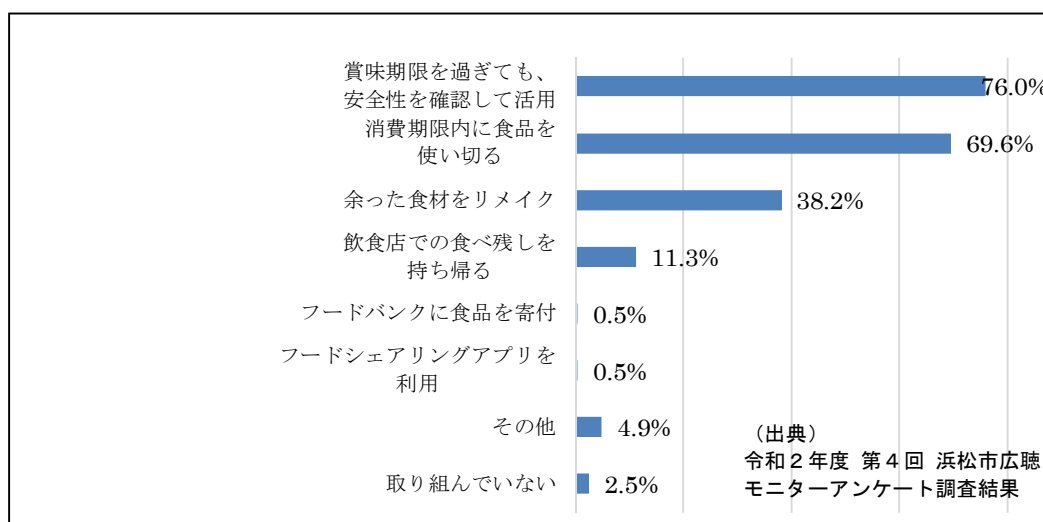
グラフ 3-14 古紙類の分別に関して取り組んでいること（複数回答可）



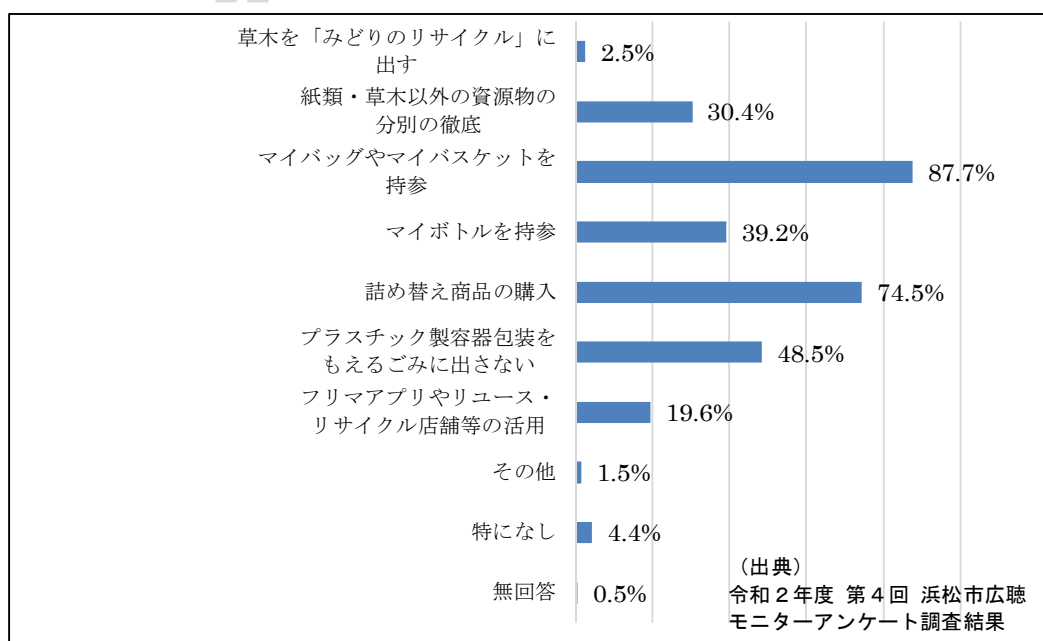
食品ロス（本来食べられるのに捨てられてしまう食品・食材のこと）の削減については、「賞味期限を過ぎても、安全性を確認して活用」や「消費期限内に食品を使い切る」と言った賞味期限・消費期限を意識した取組みを、**約7割の人**が実施していました。一方、「余った食材をリメイク」、「飲食店での食べ残しを持ち帰る」といった食べきりの取組みについては、実施している人が**少ない**という結果になりました。（グラフ 3-15）

その他に、ごみ減量に関して取り組んでいることについては、「マイバッグやマイバスケットを持参」や「詰め替え商品の購入」がいずれも7割超の人が取り組んでおり、「プラスチック製容器包装をもえるごみに出さない」も約5割の人が取り組んでいるという結果になりました。（グラフ 3-16）

グラフ 3-15 食品ロスの削減に関して取り組んでいること（複数回答可）



グラフ 3-16 そのほかごみの減量に関して取り組んでいること（複数回答可）



## オ ごみ処理の課題と今後の方向性について

### ① 家庭系ごみの減量

浜松市のごみ排出量は、平成 26 年度以降、微減傾向にあります。事業系ごみは減少しているものの、家庭系ごみは、横ばいの状況が続いています。また、連絡ごみは年々増加しており、平成 29 年度までは減少していたもえないごみも、平成 30 年度以降は増加傾向に転じています。

このため、今後は、もえるごみのほか、家庭ごみ全体のごみの減量に向けた取組みを進めます。

### ② 食品ロス対策・プラスチック資源循環への対応

今後、拡大させる必要がある取組みとして、食品ロス対策があげられます。家庭系・事業系のもえるごみの中には、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品（食品ロス）が相当量含まれていますので、SDGs の観点からも食品ロス対策をより一層推進しなければいけません。

さらに、プラスチックごみ対策についても、海洋プラスチックごみ問題や SDGs への取組みを踏まえるほか、プラスチック資源循環に係る国の動向を注視しながら、プラスチック製品の使用抑制やプラスチック製容器包装の分別徹底、プラスチック製品の再資源化の推進により、資源循環を一層進めます。

### ③ 生ごみバイオマス事業への対応

民間事業者による生ごみバイオマス事業計画については、令和 3 年 4 月現在、当初計画に遅れが生じ、期待したごみ減量・資源化効果が現れていません。引き続き、民間事業者の事業計画を注視し、生ごみバイオマス事業を推進させます。

### ④ 啓発方法の検討

市民アンケートの結果からは、ごみの減量と資源化への関心を持っている市民が 8 割程度いるものの、近年の家庭ごみの減量に結びついていません。

古紙類の分類では「雑がみ」の分別の認知度が低く、食品ロス削減の取組みでも、実施率が低い取組みがありました。このため、より多くの市民が、ごみの減量や資源化への行動に結びつくような啓発方法の検討を行います。

### ⑤ リサイクル率の向上

リサイクル率については、民間事業者による回収拠点の整備等に伴い、市が直接回収する資源物の排出量や資源物集団回収量の減少により、低い水準で横ばいの傾向が続いています。

また、ごみ組成調査の結果からは、家庭系ごみ・事業系ごみともに、紙類やプラスチック製容器包装等として資源化可能な物が多く混入していることが確認されています。

このため、排出抑制の取組みを第一に考えたうえで、分別の徹底についても、

より広く周知等を行い、資源物の適正排出促進の取組みを進めるとともに、市全体としての資源化の目標を民間事業者の回収量も含めて把握し、資源物の集団回収や拠点回収をはじめとした、市民がより排出しやすい環境の整備を行います。

#### ⑥ 最終処分量の削減

最終処分量については、連絡ごみの増加に伴い、破碎処理後の不燃物が増えたため平成 28 年度以降は増加傾向にあります。最終処分場の長期利用を可能とするため、ごみの減量や分別の徹底に取り組むとともに、最終処分量を減らす処理方法の検討を行います。

#### ⑦ 効率的なごみ処理体制の整備

ごみ処理の実施にあたっては、合併以降、事業の委託化や、ごみ処理施設の統廃合、ごみ処理施設での焼却余熱によるエネルギーの有効活用などに積極的に取り組み、ごみ処理経費の削減や効率化を進めてきました。安定的なごみ処理と資源化を行うことを前提としつつ、今後、厳しい財政状況の中で引き続き効率的なごみ処理体制の整備を推進します。

#### ⑧ 持続可能なごみ処理体制の維持

焼却・溶融施設については、持続可能なごみ処理体制を維持するため、建設を進めている新清掃工場について、令和 6 年度に確実に稼働できるよう、工事の進捗状況等を管理します。また、新清掃工場の稼働後も、引き続き市内のごみの収集が遅延なく行われるよう、効率的なごみの収集体制を検討します。さらに、西部清掃工場についても令和 11 年度に更新時期を迎えるため、令和 3 年度から更新施設の設計等を検討し、今後の施設更新に向けた計画的な事業を実施します。

最終処分場については、平和最終処分場の残余年数を踏まえ、持続可能なごみ処理を行うための施設のあり方について検討します。

また、引佐最終処分場や浜北環境センターのような小規模埋立処分場についても、より有効な活用方法を検討します。

破碎・保管施設については、近年では、リチウムイオン電池がもえないごみに混入され、破碎処理による衝撃で発煙・発火し、施設での処理が停滞する事案が発生しています。今後はリチウムイオン電池の処理体制を研究し、ごみ処理に支障がないよう対応します。

#### ⑨ 災害に備えたごみ処理体制の強化

近年、気候変動により風水害が多発し、災害に備えたごみ処理体制の強化が重要となっています。災害発生時に備え、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の整備を推進するため、職員の研修体制の充実や日頃から関係機関との連携を強化します。

## 4 基本理念

- ・国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められ、SDGs 未来都市に選定されている本市においても、持続可能な循環型社会の構築を目指すこととしています。
- ・ごみを処理する過程では、収集・運搬・処分・再生といったごみ処理体制が必要であり、持続可能な体制整備が必要です。また、ごみ処理施設では、ごみ処理の過程で多くのエネルギーや資源を使い、二酸化炭素を排出するなど、環境に負荷をかけています。
- ・ごみ減量・資源物のリサイクルの取組みは、市民・事業者の日々の生活や事業活動と密接に結びついており、これらの取組みは、地球温暖化や天然資源の枯渇等、地球規模の環境問題の解決につながります。
- ・地方自治体の責務として、「循環型社会形成推進法」では、循環型社会の形成の基本原則にのっとり、循環資源について適正に循環利用及び処分が行われることを確保するための必要な措置を実施することが定められているほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては、一般廃棄物の減量に関する住民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理と処理事業の能率的な運営に努めることが定められています。
- ・本市においても、本計画の上位計画である「第2次浜松市環境基本計画（改定版）」において、総合方針に「環境・社会・経済が調和する持続可能な社会の創造」を掲げ、基本方針の1つとして、ごみの減量や資源物のリサイクル、食品ロスの削減やプラスチックの資源循環を推進する「資源を有効に活用する循環型都市」を掲げています。
- ・このようなことから、これまでの取組みの結果を踏まえ、新たな基本理念を掲げ、ごみの発生そのものの抑制に取組みつつ、再使用・再生利用を一層徹底し、市民・事業者・市の3者が、それぞれの立場での取組みや、連携した取組みを進めることとします。

### 【基本理念】

市民・事業者・市の連携により  
資源を有効に活用する循環型都市を目指す

## 5 基本方針及び改定計画の目標等

### (1) 基本方針

本計画では、次の3つの基本方針に基づいて施策を展開します。

#### 基本方針1 「ごみの減量・資源化と適正処理の推進」

本市のごみ排出実態を踏まえ、引き続き、家庭や事業者に3Rの取組みを促すとともに、食品ロスやプラスチックごみ削減等への課題に対応し、ごみの減量・資源化や適正処理を推進します。

#### 基本方針2 「市民・事業者・市の協働による取組みの推進」

市民・事業者・市がごみ処理に関する情報を相互に発信しあうことで、意識変革や環境教育に努めるとともに、ごみの減量・資源化と適正処理について、市民・事業者・市が共に考え、協働で自然環境や生活環境の保全に取り組みます。

#### 基本方針3 「ごみ処理と資源化の体制整備の推進」

安定的なごみ処理と資源化を行うため、新清掃工場の稼働や新たな清掃工場の建設計画策定を見据え、効率的なごみ処理体制を構築します。また大規模災害発生時に備え、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制を構築します。

図5-1 市民・事業者・市の役割

市民の役割	事業者の役割	市の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨て製品の使用抑制による廃棄物の減量。</li> <li>・資源化が容易な商品、再生品、簡易な包装の商品の選択、購入。</li> <li>・廃棄物等の分別を行うこと等による、資源物の資源化。</li> <li>・集団回収その他資源化を目的とする活動への参加、協力。</li> <li>・市のごみ減量・資源化・廃棄物適正処理の推進施策への協力。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨て製品の使用抑制による廃棄物の減量。</li> <li>・分別や再生しやすい商品・製品の開発、修理及び回収体制の確保。</li> <li>・製造、加工、販売に際しての、再生品の利用。</li> <li>・簡易包装の推進、容器包装の資源化と、市民への適正な容器包装の選択機会の提供。</li> <li>・廃棄物等の分別を行うこと等による、資源物の資源化。</li> <li>・自らの責任による廃棄物の適正処理。</li> <li>・市のごみ減量、資源化、廃棄物適正処理の推進施策への協力。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量、資源化、廃棄物適正処理に係る総合的施策の策定及び実施。</li> <li>・資源物の収集、廃棄物の分別等による資源化。</li> <li>・市民及び事業者への廃棄物の減量及び資源化の推進に関する情報提供、啓発活動。</li> <li>・廃棄物の減量及び資源化の推進に関して市民及び事業者が行う、自主的な活動の支援。</li> <li>・ごみ処理に係る職員の資質向上、施設の整備と能率的な運営。</li> </ul>



## (2) 計画期間

本計画は、当初計画の残期間を計画期間とし、令和4年度から令和10年度までの7年間とします。また、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画期間：令和4年度～令和10年度

## (3) 計画目標

本市のごみ処理の状況や国の方針等を踏まえ、計画最終年度（令和10年度）における計画目標値を見直し、市としてごみの減量・資源化を進めるため、以下のとおりとします。なお、数値目標は国が策定した将来目標を参考に、本市の目指すべき目標値を定めました。

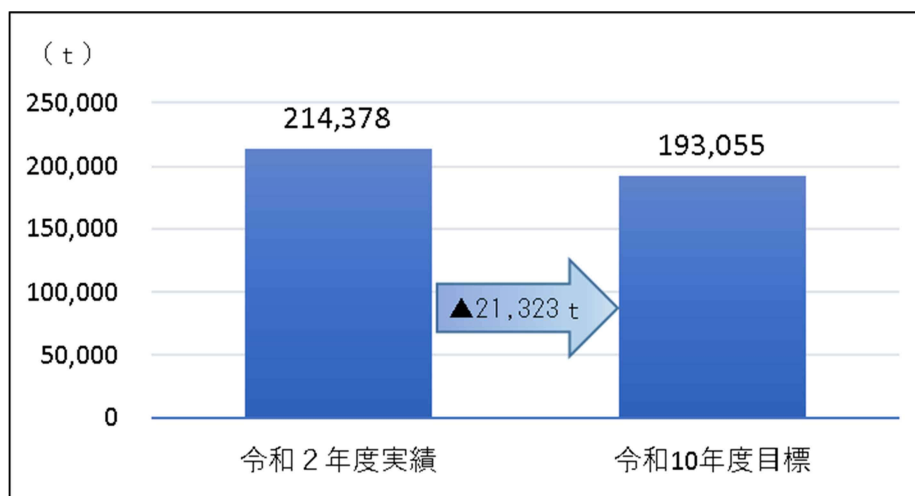
## ア ごみ総排出量

ごみ総排出量：214,378 t → 193,055 t 以下  
(令和2年度実績) (令和10年度目標)

※ごみ総排出量：「もえるごみ」「もえないごみ」「連絡ごみ」等の総量

従来の計画目標である「一人1日あたりのごみ排出量」は家庭系・事業系のごみに加え、資源物も含まれた指標であり、結果を施策に直接繋げることが難しい状況でした。そのため、新たな計画指標として、「ごみ」と「資源物」を分け、本市として最終処分まで行う「ごみ」の総排出量を設定し、施設計画等にも活用できる指標とします。計画目標値として、令和2年度に214,378 tであったごみ総排出量を、21,323 t削減し、令和10年度までに193,055 t以下に抑制します。

グラフ 5-1 ごみ総排出量



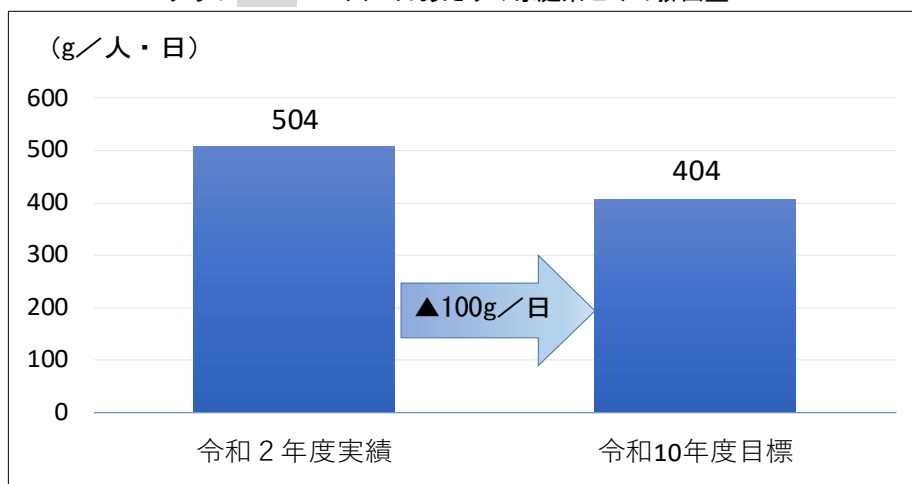
また、計画目標値に対し、具体的な取組みの目標とする「補助指標」を以下のとおり設定します。

### ① 一人1日あたりの家庭系ごみの排出量

国の循環型社会形成推進基本計画にも指標として示され、本市の課題として特に排出量を減らしたい家庭系ごみ（もえるごみ・もえないごみ・連絡ごみの合計）について補助指標に設定します。

**504g/人・日** → **404g/人・日以下**  
(令和2年度実績) (令和10年度目標)

グラフ 5-2 一人1日あたりの家庭系ごみの排出量

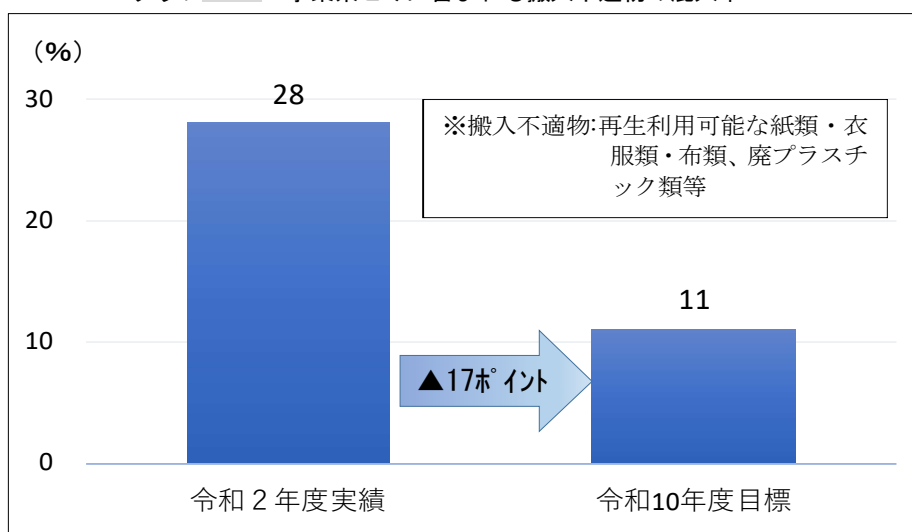


### ② 事業系ごみに含まれる搬入不適物の混入率

事業系一般廃棄物の排出量の推移は、市内の景況や産業動態等に大きく影響を受けるため、適正処理に関する取組みの成果として、より実効性のある指標とするため、「搬入不適物」の混入率を補助指標に設定します。

**28%** → **11%以下**  
(令和2年度実績) (令和10年度目標)

グラフ 5-3 事業系ごみに含まれる搬入不適物の混入率



### ③ 家庭系食品ロス量

(ごみ組成調査による「食品ロス」推計量)

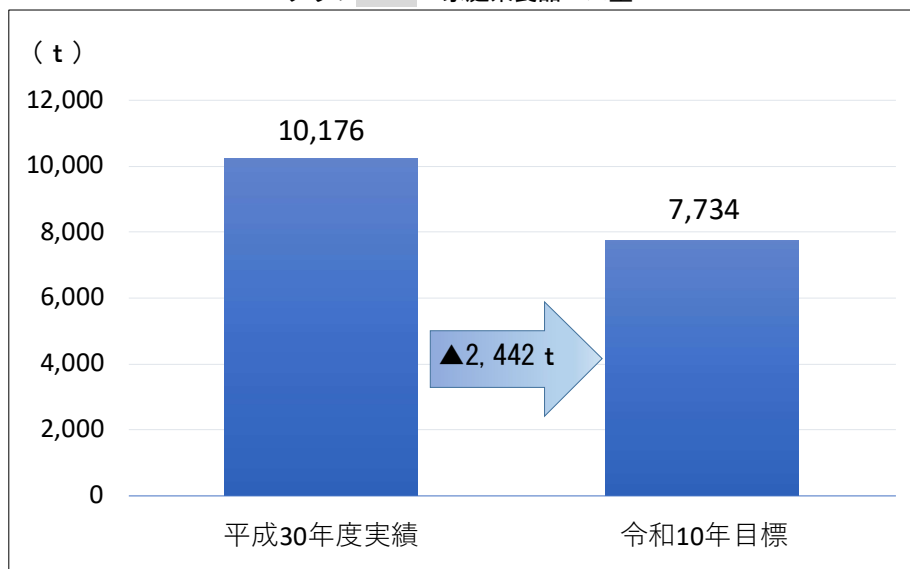
「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく食品ロス削減計画の目標として、補助指標に設定します。

10,176 t → 7,734 t **以下**

(平成 30 年度実績)

(令和 10 年度目標)

グラフ 5-4 家庭系食品ロス量



### ④ 事業系食品ロス量

(ごみ組成調査による「食品ロス」推計量)

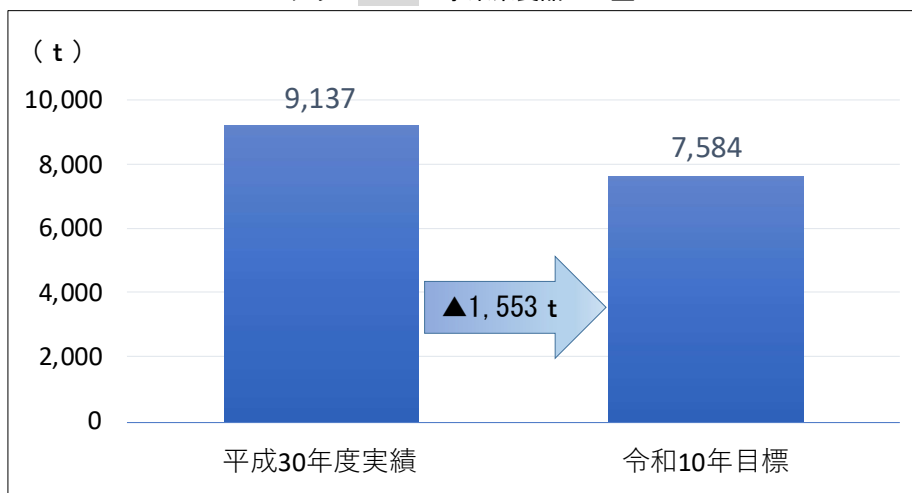
「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく食品ロス削減計画の目標として、補助指標に設定します。

9,137 t → 7,584 t **以下**

(平成 30 年度実績)

(令和 10 年度目標)

グラフ 5-5 事業系食品ロス量



【参考】令和3年度に実施した各ごみ組成調査の割合で、令和2年度の総排出量を元に食品ロスを推計すると、家庭系 4,650 トン、事業系 7,680 トンとなります。

計画目標値に対し、取組みの結果を表す「参考指標」を以下のとおり設定します。

### ⑤ ごみの処理に係る二酸化炭素排出量

(ごみ焼却量におけるプラスチック類等の含有率による推計量)

ごみ減量や資源化による地球温暖化対策の取組みとして、清掃工場から排出される二酸化炭素量を参考指標に設定します。

※参考 令和元年度のごみの処理に係る二酸化炭素排出量の実績は 77,560t

## イ 資源化率

### 資源化率（民間回収分を含めたりサイクル率）

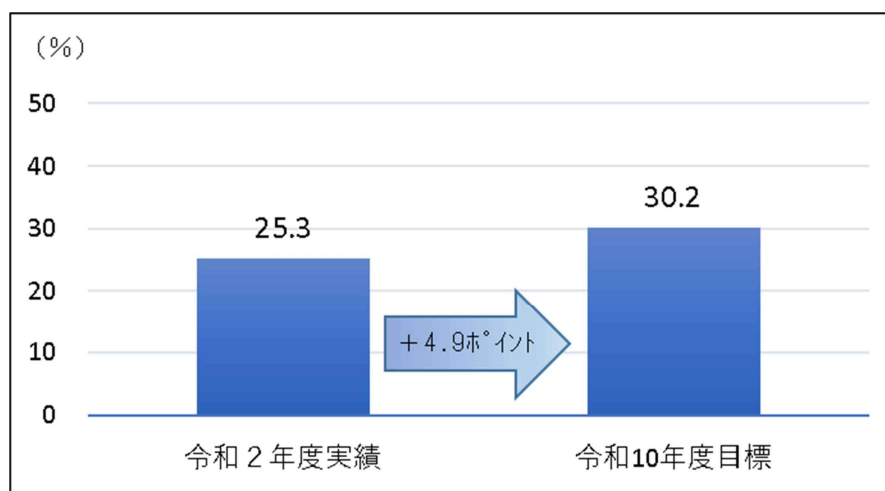
**25.3%** → **30.2%以上**  
(令和2年度実績) (令和10年度目標)

そのままではごみとして処理されてしまう資源物を、積極的に資源化へ誘導することは、ごみの減量施策においても重要です。このため、自治会等による資源物集団回収や民間事業者による資源物回収、行政によるごみ集積所や拠点施設での資源物回収など、官民協働で資源物の回収を促進し、全市一丸となった**資源化の取組み**が必要です。

また、本市の特色としては、民間の回収拠点の充実があげられます。**このため**、資源物集団回収分や行政によるごみ集積所等での回収分のみを用いた従来の計画目標であるリサイクル率に代え、民間回収分を含む新たな指標を資源化率として計画目標に設定します。

令和2年度に**25.3%**であった資源化率を**4.9**ポイント増加させ、令和10年度までに**30.2%以上に高めます**。

グラフ 5-6 資源化率



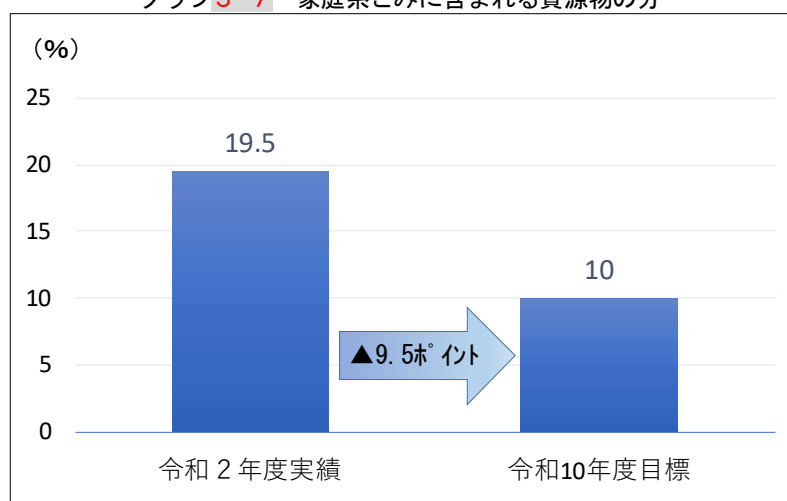
また、計画目標値に対し、具体的な取組みの目標とする「補助指標」を次のとおり設定します。

### ① 家庭系ごみに含まれる資源物の割合

(ごみ組成調査による「もえるごみに含まれる資源物の割合」の推計値)

資源物の分別を進める中で、家庭系資源物の分別率向上に取り組むため、補助指標として設定します。令和2年度 19.5%であったものを半減させることを目標とします。

19.5% → 10%以下  
 (令和2年度実績) (令和10年度目標)  
 グラフ 5-7 家庭系ごみに含まれる資源物の分

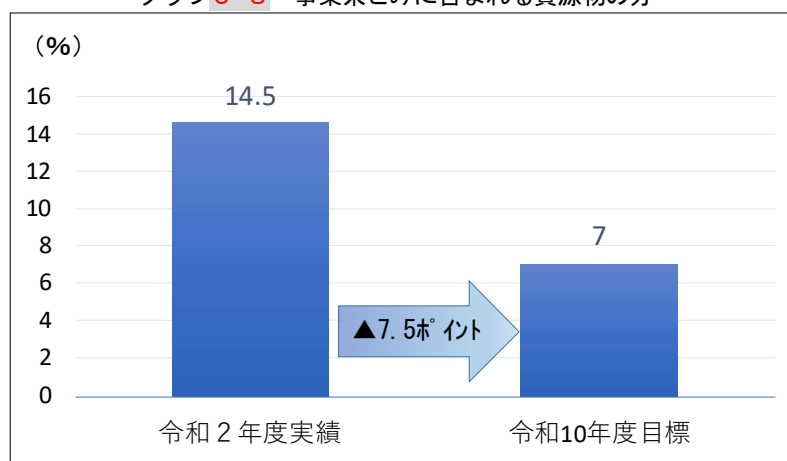


### ② 事業系ごみに含まれる資源物の割合

(ごみ組成調査による「もえるごみに含まれる資源物の割合」の推計値)

資源物の分別を進める中で、事業系資源物の分別率向上に取り組むため、補助指標として設定します。令和2年度 14.5%であったものを半減させることを目標とします。

14.5% → 7%以下  
 (令和2年度実績) (令和10年度目標)  
 グラフ 5-8 事業系ごみに含まれる資源物の分



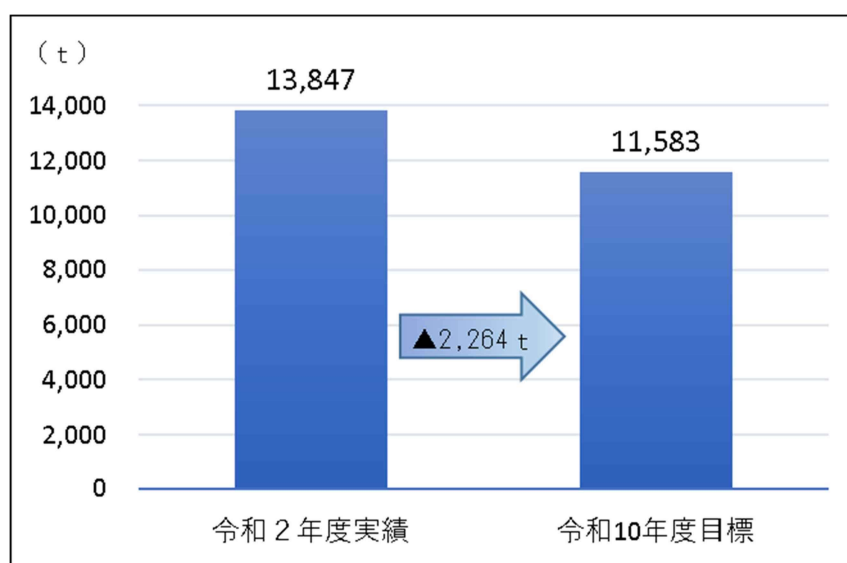
## ウ 最終処分量

最終処分量： **13,847 t** → **11,583 t 以下**  
(令和 2 年度実績) (令和 10 年度目標)

従来の計画目標である「最終処分量」は、市が持続的にごみ処理を行う中で必ず必要となる最終処分場の維持に関係する指標であるため、引き続き指標として設定します。

計画目標値として、令和 2 年度に **13,847 t** であった最終処分量を 2,264 t 削減し、令和 10 年度までに **11,583 t 以下に抑制します。**

グラフ 5-9 最終処分量



また、計画目標値に対し、取り組みの結果参考とする「参考指標」を以下のとおりとします。

## ① 最終処分場の残余年数

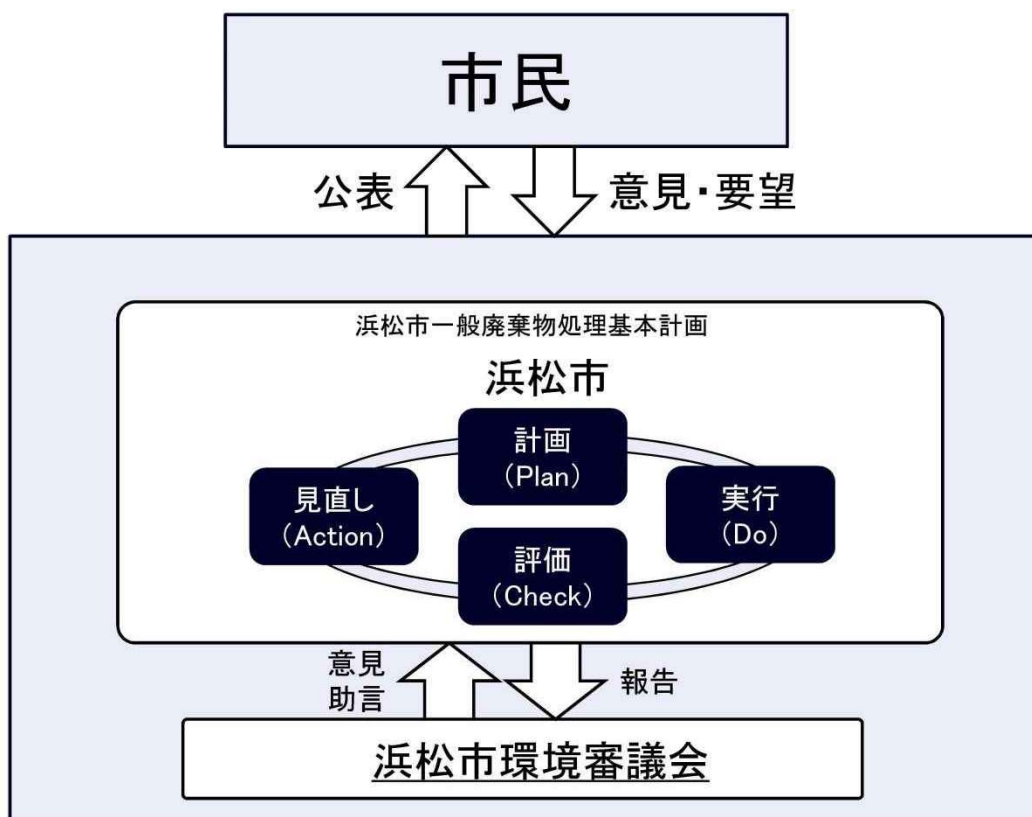
最終処分場の状況がわかりやすい指標として、**本市の主な最終処分場である平和**最終処分場の残余年数を参考指標として設定します。

## (4) 計画の進行管理

本計画で示した基本理念である「市民・事業者・市の連携により資源を有効に活用する循環型都市を目指す」を実現するためには、施策を着実に推進する必要があります。

本計画の**目標達成に向けた**進捗状況は、浜松市環境審議会へ毎年報告し、今後の計画の推進にあたっての**意見や助言を求めます**。また、市ホームページ等で進捗状況を公開し、市民へ**お知らせします**。

図 5-2 計画の進行管理



## 6 本計画で取り組む施策体系

## 【基本理念】

市民・事業者・市の連携により  
資源を有効に活用する循環型都市を目指す

## 基本方針 1 「ごみの減量・資源化と適正処理の推進」

1-1 家庭系ごみの減量の推進

1-2 家庭系ごみの資源化の推進

1-3 事業系ごみの減量・資源化の推進

1-4 ごみの適正処理の推進



## 基本方針 2 「市民・事業者・市の協働による取組みの推進」

2-1 人材育成及び環境教育の推進

2-2 市民との協働の推進

2-3 事業者との協働の推進



## 基本方針 3 「ごみ処理と資源化の体制整備の推進」

3-1 安定的な体制整備の推進

3-2 効率的な体制整備の推進

3-3 災害時の体制整備の推進





## 7 個別施策

## 基本方針 1 「ごみの減量・資源化と適正処理の推進」

## (1) 家庭系ごみの減量の推進

- ・家庭系ごみの減量を推進するための新たな取組みを検討・実施します。
- ・食品ロスを減らすため、食品ロスに関する啓発や対策の充実を検討・実施します。
- ・生ごみの減量を推進するため、現在の取組みに加え、市民がライフスタイルに合わせた生ごみの減量を可能とする、効果的な施策を検討・実施します。
- ・リユースの取組みを促進させるため、市民のリユースに繋がる取組みを支援します。

## (2) 家庭系ごみの資源化の推進

- ・リサイクルを推進するため、新たな資源化品目の調査・検討を行います。
- ・紙類の分別徹底を推進するため、雑がみの分別啓発と効率的な回収方法の検討を行います。
- ・市民の資源化の取組みを支援するために、行政の資源物回収拠点の整備や拡充を検討します。また、民間の資源物回収拠点情報についても集約し、市民に向けて広く発信します。
- ・生ごみの減量をより進めるため、事業系バイオマス事業が安定的に事業運営できた場合、家庭系生ごみの分別収集・バイオマス事業の検討を行います。
- ・プラスチック資源の循環を推進するため、プラスチック一括回収に係る国の方針を注視しながら情報収集と本市においての実施を検討します。

## (3) 事業系ごみの減量・資源化の推進

- ・ごみの減量・資源化を推進するため、事業者への指導体制を強化します。
- ・事業系ごみのうち生ごみの資源化を促進するため、バイオマス事業を推進します。

## (4) ごみの適正処理の推進

- ・分別排出を指導・徹底するため、指導体制を検討し充実を図ります。
- ・自治会による集積所の管理が充実するよう、自治会への支援を行います。
- ・ごみの不法投棄等を防止するための対策を強化します。

## 基本方針 2 「市民・事業者・市の協働による取組みの推進」

## (1) 人材育成及び環境教育の推進

- ・ごみの減量・資源化に資する人材を育成し、様々な啓発活動や出前講座を実施

することで、環境教育を充実します。

- ・年代や性別などを超え、幅広く市民にごみ減量・資源化について啓発するため、説明会やチラシ配布等の現在の手法に加え、SNS等活用した情報発信等の強化を検討・実施します。

## (2) 市民との協働の推進

- ・若年層のごみ減量の取組みを促進させるため、大学生との協働事業等を検討・実施します。
- ・地域環境美化活動をより充実させるため、環境美化推進員への支援を強化します。

## (3) 事業者との協働の推進

- ・事業者との取組みを強化するため、食品ロス対策・脱プラスチック推進をはじめとした連携強化や情報共有の場を充実させます。

# 基本方針 3 「ごみ処理と資源化の体制整備の推進」

## (1) 安定的な体制整備の推進

- ・持続可能なごみ処理体制を維持するため、計画的に清掃工場を整備し、安定的に稼働させます。
- ・ごみ処理施設の安定稼働のため、県及び周辺市町と持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化に関する検討及び情報収集を行います。
- ・ごみ処理施設の安定稼働のため、リチウムイオン電池などの処理体制について研究します。
- ・地域の公衆衛生向上のため、安定的な収集体制を維持・構築します。
- ・(再掲) 市民の資源化の取組みを支援するために、行政の資源物回収拠点の整備や拡充を検討します。また、民間の資源物回収拠点情報についても集約し、市民に向けて広く発信します。
- ・資源化ループを充実させるため、資源化事業者への支援策を検討・実施します。

## (2) 効率的な体制整備の推進

- ・今後、より厳しさを増す財政状況の中で、必要なごみ処理体制を維持するため、安定的な処理に加え、民間活力の導入を含めた効率的なごみ処理体制の検討を行います。
- ・最終処分場について、効率的な利活用を行うとともに、将来的な在り方を整理します。
- ・令和6年度から清掃工場の位置が市の南北に離れるため、搬入地区割を見直すなど効率的な体制を構築します。

## (3) 災害時の体制整備の推進

- ・災害時の初動体制や、ごみ処理体制を万全なものとするため、災害廃棄物処理計画やマニュアルの見直し、職員の研修体制の充実を図ります。
- ・平時から関係機関・団体との災害対応に関する意見交換等を行い、災害時の連携を強化します。

## 基本方針1 「ごみの減量・資源化と適正処理の推進」

## (1) 家庭系ごみの減量の推進

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
家庭系ごみの減量を推進するための新たな取組みを検討・実施します。	調査・検討 ※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施						
食品ロスを減らすため、食品ロスに関する啓発や対策の充実を検討・実施します。	調査・検討	実施					
生ごみの減量を推進するため、現在の取組みに加え、市民がライフスタイルに合わせた生ごみの減量を可能とする、効果的な施策を検討・実施します。	調査・検討		実施				
リユースの取組みを促進させるため、市民のリユースに繋がる取組みを支援します。	調査・検討		実施				

## (2) 家庭系ごみの資源化の推進

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
リサイクルを推進するため、新たな資源化品目の調査・検討を行います。	調査・検討 ※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施						
紙類の分別徹底を推進するため、雑がみの分別啓発と効率的な回収方法の検討を行います。	調査・検討 ※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施						
市民の資源化の取組みを支援するために、行政の資源物回収拠点の整備や拡充を検討します。また、民間の資源物回収拠点情報についても集約し、市民に向けて広く発信します。	調査・検討	実施					
生ごみの減量をより進めるため、事業系バイオマス事業が安定的に事業運営できた場合、家庭系生ごみの分別収集・バイオマス事業の検討を行います。	調査・検討 ※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施						
プラスチック資源の循環を推進するため、プラスチック一括回収に係る国の方針を注視しながら情報収集と本市においての実施を検討します。	調査・検討 ※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施						

## (3) 事業系ごみの減量・資源化・適正処理の推進

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
ごみの減量・資源化を推進するため、事業者への指導体制を強化します。	実施 ※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施						
事業系ごみのうち生ごみの資源化を促進するため、バイオマス事業を推進します。	調査・検討		実施				

## (4) ごみの適正処理の推進

具体的施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
分別排出を指導・徹底するため、指導体制を検討し充実を図ります。	調査・検討 ※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施						
自治会による集積所の管理が充実するよう、自治会への支援を行います。	調査・検討 ※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施						
ごみの不法投棄等を防止するための対策を強化します。	実施						

## 基本方針2 「市民・事業者・市の協働による取組の推進」

## (1) 人材育成及び環境教育の推進

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
ごみの減量・資源化に資する人材を育成し、様々な啓発活動や出前講座を実施することで、環境教育を充実します。	← 実施 →						
年代や性別などを超え、幅広く市民にごみ減量・資源化について啓発するため、説明会やチラシ配布等の現在の手法に加え、SNS等活用した情報発信等の強化を検討・実施します。	← 実施 →						

## (2) 市民との協働の推進

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
若年層のごみ減量の取組みを促進させるため、大学生との協働事業等を検討・実施します。	← 調査・検討 →		← 実施 →				
地域環境美化活動をより充実させるため、環境美化推進員への支援を強化します。	← 実施 →						

## (3) 事業者との協働の推進

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業者との取組みを強化するため、食品ロス対策・脱プラスチック推進をはじめとした連携強化や情報共有の場を充実させます。	← 実施 →						

## 基本方針3 「ごみ処理と資源化の体制整備の推進」

## (1) 安定的な体制整備の推進

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
持続可能なごみ処理体制を維持するため、計画的に清掃工場を整備し、安定的に稼働させます。	← 実施 →						
ごみ処理施設の安定稼働のため、県及び周辺市町と持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化に関する検討及び情報収集を行います。	← 検討・情報収集 →						
ごみ処理施設の安定稼働のため、リチウムイオン電池などの処理体制について研究します。	← 実施 →						
地域の公衆衛生向上のため、安定的な収集体制を維持・構築します。	← 実施 →						
(再掲)市民の資源化の取組みを支援するために、行政の資源物回収拠点の整備や拡充を検討します。また、民間の資源物回収拠点情報についても集約し、市民に向けて広く発信します。	← 調査・検討 →	← 実施 →					
資源化ループを充実させるため、資源化事業者への支援策を検討・実施します。	← 調査・検討 →		← 実施 →				

## (2) 効率的な体制整備の推進

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
今後、より厳しさを増す財政状況の中で、必要なごみ処理体制を維持するため、安定的な処理に加え、民間活力の導入を含めた効率的なごみ処理体制の検討を行います。	← 調査・検討 →		← 実施 →				
最終処分場について、効率的な利活用を行うとともに、将来的な在り方を整理します。	← 実施 →						
令和6年度から清掃工場の位置が市の南北に離れるため、搬入地区割を見直すなど効率的な体制を構築します。	← 調査・検討 →		← 実施 →				

## (3) 災害時の体制整備の推進

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
災害時の初動体制や、ごみ処理体制を万全なものとするため、災害廃棄物処理計画やマニュアルの見直し、職員の研修体制の充実を図ります。	← 実施 →						
平時から関係機関・団体との災害対応に関する意見交換等を行い、災害時の連携を強化します。	← 実施 →						

令和2年度 ごみ・資源物の排出及び処理状況について

1 排出状況

区分		令和2年度	令和元年度	前年度との比較		備考		
ごみ		214,378.3 t	221,879.2 t	△ 7,500.9 t	△ 3.4 %			
もえるごみ		202,962.4 t	211,747.2 t	△ 8,784.8 t	△ 4.1 %			
もえないごみ		6,697.5 t	5,995.7 t	701.8 t	11.7 %			
連絡ごみ		4,351.8 t	3,679.2 t	672.6 t	18.3 %	事業系粗大ごみを含む		
その他		366.5 t	457.1 t	△ 90.5 t	△ 19.8 %	破碎不適物等		
資源物		20,177.1 t	20,671.4 t	△ 494.3 t	△ 2.4 %			
びん		4,226.8 t	4,231.1 t	△ 4.2 t	△ 0.1 %			
かん		2,727.0 t	2,963.2 t	△ 236.2 t	△ 8.0 %			
ペットボトル		1,732.5 t	1,602.6 t	129.9 t	8.1 %			
プラスチック製容器包装		6,544.0 t	6,444.8 t	99.2 t	1.5 %			
特定品目		466.9 t	431.2 t	35.7 t	8.3 %	蛍光灯、スプレー缶、電池類、ライター等		
魚アラ		4,479.9 t	4,998.6 t	△ 518.7 t	△ 10.4 %			
ごみ・資源物計		234,555.3 t	242,550.6 t	△ 7,995.2 t	△ 3.3 %			
内訳	家庭系	ごみ		147,177.4 t	145,440.0 t	1,737.3 t	1.2 %	
		もえるごみ		136,756.4 t	136,321.3 t	435.2 t	0.3 %	
		もえないごみ		6,579.9 t	5,826.4 t	753.6 t	12.9 %	
		連絡ごみ		3,815.9 t	3,259.3 t	556.7 t	17.1 %	
		その他		25.1 t	33.2 t	△ 8.1 t	△ 24.3 %	
	資源物		13,343.5 t	12,827.2 t	516.3 t	4.0 %		
	家庭系計		160,520.9 t	158,267.2 t	2,253.7 t	1.4 %		
	事業系	ごみ		67,200.9 t	76,439.1 t	△ 9,238.2 t	△ 12.1 %	
		もえるごみ		66,206.0 t	75,425.9 t	△ 9,219.9 t	△ 12.2 %	
		もえないごみ		117.6 t	169.3 t	△ 51.8 t	△ 30.6 %	
		粗大ごみ		535.9 t	420.0 t	116.0 t	27.6 %	
		その他		341.4 t	423.9 t	△ 82.5 t	△ 19.5 %	
	資源物		6,833.5 t	7,844.2 t	△ 1,010.7 t	△ 12.9 %		
	事業系計		74,034.4 t	84,283.3 t	△ 10,248.9 t	△ 12.2 %		
集団回収量		6,171.3 t	9,567.0 t	△ 3,395.8 t	△ 35.5 %			
拠点回収量		2,319.2 t	1,842.6 t	476.6 t	25.9 %	固定機、古紙類、小型家電、廃食用油、インクカートリッジ等		
ごみ・資源物・集団回収等計		243,045.8 t	253,960.2 t	△ 10,914.4 t	△ 4.3 %			
人口(住基、外国人含む)		800,760 人	802,856 人	△ 2,096 人	△ 0.3 %	各年度10月1日現在の住基人口		
一人1日あたりのごみ排出量		832 g	864 g	△ 33 g	△ 3.8 %	ごみ・資源物・集団回収等/人口/年間日数		
一人1日あたりの家庭系ごみ排出量		504 g	495 g	8 g	1.7 %	家庭系ごみ/人口/年間日数		

2 処理状況

(1)焼却・溶融(受入量)

区分	令和2年度	令和元年度	前年度との比較		備考
焼却・溶融量	226,094.4 t	234,320.2 t	△ 8,225.8 t	△ 3.5 %	

(2)最終処分

区分	令和2年度	令和元年度	前年度との比較		備考	
最終処分量	13,846.9 t	13,225.8 t	621.1 t	4.7 %		
内訳	焼却灰	15.1 t	18.4 t	△ 3.3 t	△ 18.1 %	衛生工場焼却灰
	溶融残渣	6,178.3 t	5,897.0 t	281.3 t	4.8 %	溶融飛灰処理物
	直接埋立	3,009.9 t	3,200.8 t	△ 190.9 t	△ 6.0 %	道路側溝汚泥、破碎不適物等
	破碎後埋立	4,643.6 t	4,109.6 t	534.1 t	13.0 %	破碎後不燃物

(3)資源化

区分	令和2年度	令和元年度	前年度との比較		備考	
資源化量 A	45,680.2 t	48,084.4 t	△ 2,404.3 t	△ 5.0 %		
内	容器包装	14,702.1 t	14,750.5 t	△ 48.4 t	△ 0.3 %	
	びん	4,224.3 t	4,337.8 t	△ 113.6 t	△ 2.6 %	
	かん	2,727.0 t	2,963.2 t	△ 236.2 t	△ 8.0 %	
	ペットボトル	1,628.8 t	1,433.7 t	195.1 t	13.6 %	
	プラスチック製容器包装	6,122.0 t	6,015.7 t	106.2 t	1.8 %	
訳	破碎後資源	2,181.9 t	1,869.8 t	312.1 t	16.7 %	アルミ、磁性物
	溶融後資源	15,239.9 t	14,494.4 t	745.5 t	5.1 %	溶融スラグ、ミックスメタル、精製塩、炉底メタル
	特定品目	401.6 t	333.5 t	68.1 t	20.4 %	
	その他	4,664.3 t	5,226.7 t	△ 562.4 t	△ 10.8 %	魚アラ、鉄くず、スプリング、自転車等
	集団回収	6,171.3 t	9,567.0 t	△ 3,395.8 t	△ 35.5 %	
拠点回収	2,319.2 t	1,842.6 t	476.6 t	25.9 %		
ごみ・資源物・集団回収等計 B	243,045.8 t	253,960.2 t	△ 10,914.4 t	△ 4.3 %		
リサイクル率 A/B	18.8 %	18.9 %	△ 0.1	-		

※ 湖西市搬入分に係る焼却・溶融量、最終処分量及び資源化量は除いている。  
 ※ 各項目ごとに四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。  
 ※ 速報版のため、数値は変わる場合がある。

## ごみ減量天下取り大作戦の総括について

### 1 ごみ減量天下取り大作戦の概要

#### (1) 目標

一人 1 日当たりの家庭ごみ排出量が最も少ない政令指定都市を目指す取組み。

#### 目標値

<b>498g／人・日</b>	➡	<b>350g／人・日</b>
(平成 30 年度実績)		(令和 2 年度目標)

#### (2) 取組内容（3 作戦）

家庭から排出されるもえるごみのおよそ 7 割を占める生ごみ、紙ごみの減量施策を中心に作戦を展開。（平成 30 年度ごみ質分析結果を考慮して）

#### 作戦 1 生ごみダイエット作戦

生ごみの約 80%が水分であるため、ごみを出す前の生ごみの水切りひとしぼりを周知し実践を呼び掛ける。

#### 作戦 2 雑がみ救出作戦

もえるごみの中に含まれる雑がみ（約 8%）を分別して資源物として回収を呼び掛ける。

#### 作戦 3 モッタイナイ作戦

もえるごみの中には、食品ロスが約 7.4%混入しており、「もったいない」を合言葉に食品の食べキリ・使いキリを啓発。

#### (3) 取組期間

平成 30 年 7 月から令和 3 年 3 月まで

### 2 ごみ減量天下取り大作戦の取組みの経緯・背景

- ・平成 25 年度に指定ごみ袋制度を導入し、ごみ排出量は一時的に減ったが、その後のごみ排出量に大きな変化はなかった。3 作戦を柱とし、自治会や学校と連携しながら、ごみ減量天下取り大作戦を展開した。
- ・ごみ減量推進の目的は「環境への負担軽減」「限りある最終処分場の延命」「ごみ処理経費の軽減」である。

### 3 ごみ減量天下取り大作戦の事業内容

ごみ減量天下取り大作戦における具体的取組みは、P4「ごみ減量天下取り大作戦における各種事業について」を参照。



#### 4 ごみ減量天下取り大作戦の取組み結果と課題

##### (1) 取組みについて

ごみ減量天下取り大作戦は、家庭ごみの減量が進んでいない状況を踏まえ、平成 30 年 7 月から新たに取り組んだ事業である。目標値は「一人 1 日に家庭から出すごみの量」とし、各家庭から出されるもえるごみ、もえないごみ、連絡ごみなどの資源物以外の排出量を指標として設定した。

表 一人 1 日あたりの家庭から出るごみの量実績

	H30 年度	R1 年度	R2 年度
実績値	498 g / 人・日	495 g / 人・日	504 g / 人・日

##### (2) 結果について

大作戦展開期間（H30 年度～R2 年度）は、平成 30 年度の台風 24 号やコロナ禍による影響もあり、最終的には目標値である一人 1 日あたりの家庭から出るごみ量 350g を達成することはできなかった。

年度推移を見ると、取組初年度である平成 30 年度と比較して令和元年度は 3 g 排出量が減少したものの、令和 2 年度は 6 g 増加した。また、令和 2 年度は、家庭から出るもえるごみは前年度比 0.3% 増加（136,321.3 t → 136,756.4 t）した一方で事業所から出るもえるごみは△12.2% 減少（75,425.9 t → 66,206.0 t）している。これは、新型コロナウイルス感染予防対策による社会経済活動の停滞や外出自粛によるものと考えられるが、結果として、家庭から出るごみの量の大幅な減量にはつながらなかった。

##### (3) 課題について

大作戦は、市民のごみ減量への自発的行動を促すために、三つの取組み（3 作戦）を中心に啓発してきた。取組内容としては、新型コロナウイルス感染予防対策のため一部事業をオンラインに変更したものの、おおむね計画どおり実施できた。減量が進まなかった原因としては、新型コロナウイルスの影響によるもののほか、市民へのごみ減量の取組みが自分ごととして十分浸透しなかったことが要因の一つとして挙げられる。

啓発方法として、広報はままつや市ホームページはもちろん、協働センターまつりなどのイベントでの広報や SNS などによる Web 広報、集積所へのポスター掲示といった不特定多数への広報活動（P4 No.21、22）をはじめ、自治会との協働によるごみ減量天下取り宣言ごみ袋配付による個別の広報（P4 No.24）などを実施してきた。この事業の中で取り組めなかったこととしては、不特定多数を対象としたマスメディアを利用した広報や SNS の活用によるごみ減量の取組みの周知啓発が挙げられる。

##### (4) 令和 3 年度の取組みについて

令和 3 年度については、Y o u T u b e を活用し、ごみ減量に関する 6 秒の広告動

画を自動的に配信することで、ごみ減量の取組みの認知度と意識の向上を図っていく。また、市民のごみ減量の取組みを促すためにエコレシピを实践するインスタグラム投稿キャンペーンを実施し、比較のごみ減量への関心が薄い10代～30代をメインターゲットとしていく予定である。

■ごみ減量天下取り大作戦における各種事業について

作戦名	事業名	事業概要	一人1日あたりの家庭ごみ排出量→		
			実績 ← →		
			498g/人・日 2018年度(平成30年度)	495g/人・日 2019年度(令和元年度)	504g/人・日 2020年度(令和2年度)
作戦1 生ごみダイエット作戦	1 (H30)小学生ごみ減量チャレンジ事業(水切り編) ⇒(R1・R2)こどもモッタイナイ大作戦事業	小学生に生ごみの水切りに取り組んでもらい、優秀校を表彰	★小4対象 4,818人参加 (参加率:65.7%)	★小4～6対象 17,739人参加 (参加率:41.1%)	★小4～6対象 14,404人参加 (参加率:33.8%)
	2 水切りプレス製作・配付事業	「やらまいか!水切りプレス」を市民に対して配付することで、生ごみの水切り・ひとしぼりの実践を呼びかけ	★自治会配付 34,617個 その他 32,038個 合計 66,655個	★学校・希望者等配付 12,926個	★学校・希望者等配付 9,108個
	3 生ごみ処理機購入費補助金交付事業	生ごみ処理機の購入者に補助金を交付	★80世帯	★120世帯	★120世帯
	4 生ごみ堆肥化容器無料配布事業	市民に対してコンポスト及び密封発酵容器を無料で配付	★502世帯	★501世帯	★600世帯
	5 生ごみ減量セミナー開催事業	市民に対して生ごみの減量方法や食品ロスの削減に関するセミナーを開催	★生ごみ減量セミナーを開催	★食品ロス削減セミナーを開催 ※「モッタイナイ作戦④食品ロス削減セミナー開催事業」と同様	★ごみ減量天下取り大作戦フェスタ事業⑩と統合
作戦2 雑がみ救出作戦	6 (H30)小学生ごみ減量チャレンジ事業(雑がみ編) ⇒(R1・R2)こどもモッタイナイ大作戦事業	小学生に雑がみ分別に取り組んでもらい、優秀校を表彰	★小4対象 4,818人参加(65.7%)	【見直し】取組項目を食品ロスとして実施	★小1～6対象 14,404人参加 (参加率:33.8%)
	7 雑がみ分別袋作成・配付事業	幼稚園、小・中学校の児童・生徒に対して雑がみ分別袋を配付	★80,000部作成	【見直し】雑がみ分別チャレンジ事業等にて市民配付を強化して実施 ★46,000部作成	希望する園校、説明会配布用など ★40,500部作成
	8 雑がみ分別チャレンジ事業 ⇒区役所・協働センター等雑がみ回収事業	雑がみを持ち込んだ市民に対して、グッズ(水切りネット&指定ごみ袋セット)を進呈	★東区で実施 2,974人参加 6.2t回収	★南区・西区・浜北区で実施 8,251人参加 16.2t回収	★R2.7より新たに区役所・協働センター57ヶ所にて雑がみ回収を開始 回収量18.3t
	9 資源物集団回収協力金交付事業	資源物集団回収を実施した団体に対して協力金を交付	★加算金制度創設 回収量10,190t ※紙類について前年度の回収実績を上回った場合に増加分に対し1kgまでごとに2円上乗せ	★協力金単価の見直し 回収量9,567t ※雑誌・雑がみ 5.5円/kg→7円/kg等	★資源物集団回収を継続実施 回収量6,172t
	10 資源物回収保管庫貸与事業	自治会に対して資源物回収保管庫を無償貸与	★15台新規貸与	【廃止】 平成25年度から開始し、172台を自治会に貸与一定期間実施し検証した結果、団体の満足度は向上したが、直接的な回収量の増加には繋がらなかったため、廃止することとした。	
	11 庁内「これは雑がみ」周知事業	市役所で発行している市民向け刊物に「雑がみとしてリサイクルできる」ことを表示するよう周知啓発	★「雑がみリサイクルロゴ」を作成し、庁内通知等に添付いただくよう庁内各部署に依頼	★「雑がみリサイクルロゴ」を作成し、庁内通知等に添付いただくよう庁内各部署に依頼	★「雑がみリサイクルロゴ」を作成し、庁内通知等に添付いただくよう庁内各部署に依頼
作戦3 モッタイナイ作戦	12 (R1)エコレシピコンテスト開催事業 ⇒(R2)エコレシピ教室	食材の「使いキリ」実践のために、大学・専門学校等を中心として、料理レシピのアイデアを募集、浜松版エコレシピ集を作成。作成したエコレシピ集を用いて親子エコレシピ教室を開催する。		★応募58作品 クックパット掲載 レシピ集3000部作成	★親子エコレシピオンライン料理教室を開催 84人視聴 HP公開後 7/8現在 312回再生 ★エコレシピ動画8本作成 HP公開 7/8現在 20,591回再生
	13 こどもモッタイナイ大作戦事業(食品ロス編)	小学生に食事の食べきりに取り組んでもらい、優秀校を表彰		★小1～6対象 17,739人参加(41.1%)	★小1～6対象 14,404人参加 (参加率:33.8%)
	14 食品ロス削減セミナー開催事業	食品ロスの削減を目的とした講演会を開催		★2回 262人参加	★ごみ減量天下取り大作戦フェスタ事業⑩と統合
	15 ホテル・飲食店等に対する食品ロス削減への協力依頼	ホテル・飲食店等に対して、ポスター等の配付を通して食品ロス削減を呼びかけるとともに、食品ロス協力店として登録を依頼	★161店登録	★62店登録	★継続して飲食店に協力店の新規登録を呼びかける
	16 TABETEアプリの実証実験・普及促進	株式会社コックキングと協働し、食品ロス削減を目的としたTABETEアプリの実証実験を行い、普及促進することで、飲食店由来の食品ロスの減量を目指す。		★23店登録 モニター521人	★食ロス対策の周知啓発や機運醸成の手法の一つとして、今後も事業連携をしていく
	17 中学生家庭科教材配付事業	家庭科の授業の教材としてリーフレットを配布。食品ロスの現状や問題点を知り、食品ロスを減らす取組について学ぶ			★中学生用23,500部作成
全体	18 ごみ減量天下取り大作戦フェスタ事業	ごみ減量天下取り大作戦を通じ、広く市民にごみ減量を周知・実践させるため、科学館と連携して啓発イベントを実施		★科学館「サイエンスウィーク」と連携 ワークショップ438人 サイエンスショー390人	★10月に「ごみ減量天下取り大作戦フェスタ」としてオンラインシンポジウム開催 280人視聴(後日視聴は37人) ワークショップ231人 サイエンスショー290人
	19 環境美化推進員と連携した大作戦の取組推進	各自治会の環境美化推進員を対象に、会議等を通して、大作戦の進捗状況報告や作戦への取組実践等を周知啓発する	★キックオフ大会 378人参加	★会議 8回 882人参加	★コロナ禍のため中止 代替手段として資料を全自治会に送付
	20 ごみ減量天下取り説明会の開催	自治会等を対象として、ごみ減量天下取り大作戦の3作戦を中心とした取組方法に関する説明会を開催	★48回 1,787人	★114回 3,943人(宣言袋含む)	★106回 2,544人(宣言袋含む)
	21 ごみ集積所等へのポスター掲出	ごみ集積所、公共施設、ごみ収集車等に天下取り大作戦に関するポスター等を掲出	★11,644枚配付	★957枚配付	★396枚配付
	22 各種イベントにおけるごみ減量PR	協働センターまつり等の市内イベントにおいて来場者に対してごみ減量への協力を呼びかけ	★38イベント 8,105人	★12イベント 2,103人	★新型コロナウイルス感染症予防のため実施なし
	23 ごみ減量スターキット配付事業	市外転入者に対して、ごみ減量天下取り大作戦への協力を呼びかけるグッズ(雑がみ分別袋・ごみ出しセット)を配付する	★7,430配付	★11,182配付	
	24 ごみ減量天下取り取組宣言ごみ袋作成・配付事業	3作戦への取組宣言をした世帯に特別デザイン指定ごみ袋を配付		★69回 2,136人	★87回 1,772人